

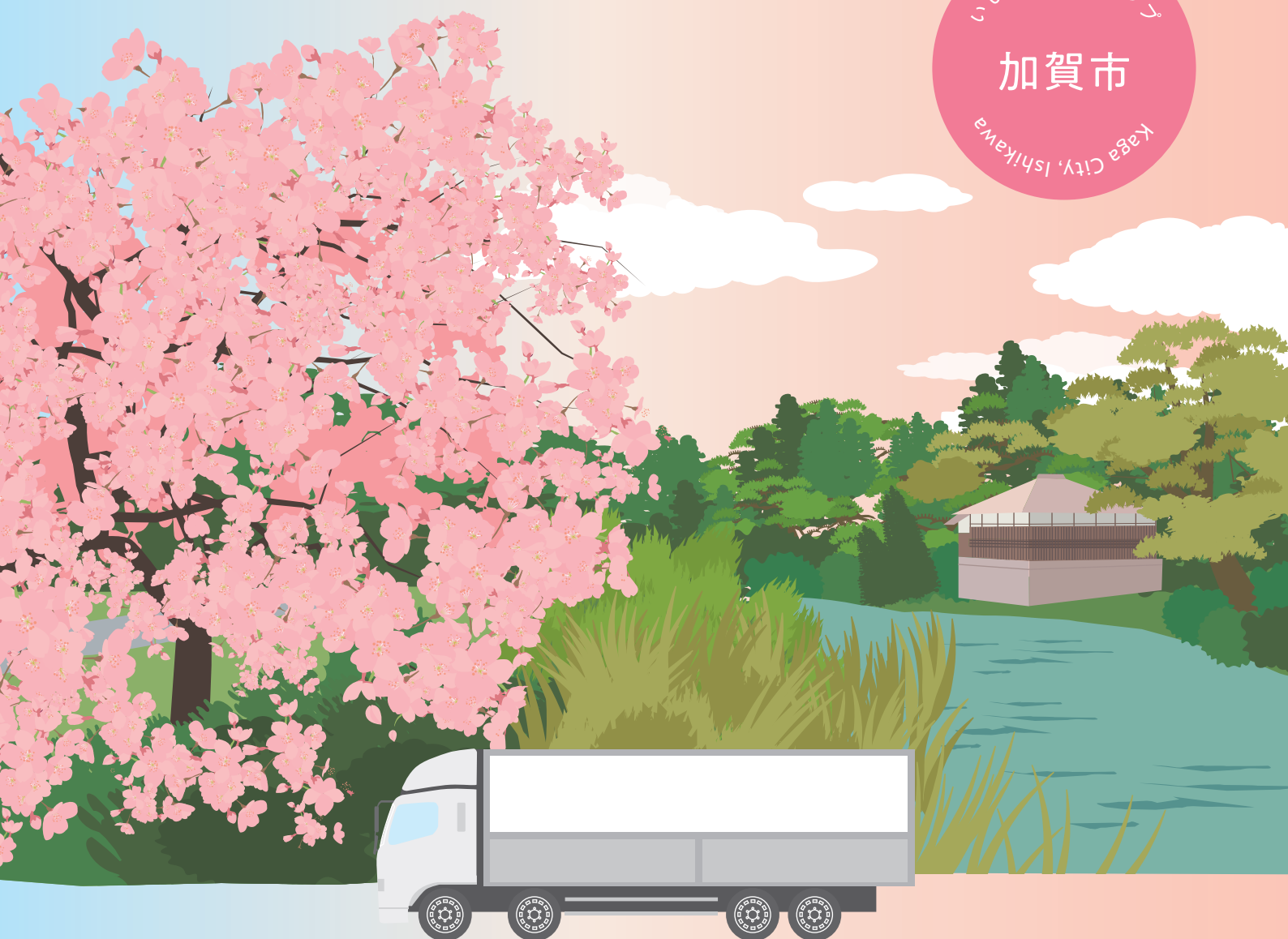
トランプのひろば

I S H I K A W A

いしかわロードマップ

加賀市

Kaga City, Ishikawa



[TOP NEWS]

令和7年度事業計画・予算等を承認

～第365回理事会・第338回交付金運営委員会合同会議～

適正化事業の公正かつ着実な推進を図る

～第36回石川県適正化実施機関評議委員会～

「改正物流法」に係る説明会を開催

～改正内容や取り組むべき内容を周知～

4

vol.296



今月のSPOT

加賀市(江沼神社 長流亭)



加賀市は石川県の最南端に位置し、加賀温泉郷といわれる山代、山中、片山津の温泉地や九谷焼・山中漆器の伝統工芸など観光資源が豊かな土地であり北陸新幹線で関東から乗り継ぎすることなく行くことができるので観光客も増えています。

また加賀市は食も豊富で橋立産のズワイガニ、冬の3ヶ月しか行われない「坂網猟」で捕った鴨は深い味わいのある肉質で有名です。

ぜひ加賀市へ足を運んでみませんか。

直通ダイヤル



代表

076-239-2511

助成・融資事業

076-239-2284

適正化事業課

076-239-2285

陸災防

076-239-2393

ISHIKAWA

トラックのひろば

C O N T E N T S

4

APRIL
296号

ホームページ



1 TOPNEWS

令和7年度事業計画・予算等を承認
～第365回理事会・第338回交付金運営委員会合同会議～

適正化事業の公正かつ着実な推進を図る
～第36回石川県適正化実施機関評議委員会～

「改正物流法」に係る説明会を開催
～改正内容や取り組むべき内容を周知～

12 ご案内

令和7年度 各種助成・融資制度一覧

令和7年度 北陸信越運輸局及び石川運輸支局
功労者表彰並びに運行管理者表彰

第46回トラックドライバーコンテスト石川県大会

令和7年度省エネ走行研修

事業報告書・事業実績報告書の提出

会員名簿の作成に係る掲載内容の確認

2025年度安全性評価事業（Gマーク）申請に係る説明会

22 3月のおもな NEWS

24 業界 NEWS

春の全国交通安全運動

25 適正化 NEWS

運送契約締結時の書面交付義務化

委託先への発注適正化（健全化措置）

運送利用管理規程の作成・運送利用管理者の選任義務化

実運送体制管理簿の作成・情報通知の義務化

荷待時間や荷役作業・附帯業務の「業務記録」への
記録義務の対象が、全車両に拡大

32 情報コーナー

新規会員のご紹介

4月の行事予定

会員名簿の変更

交通事故発生状況

軽油価格

35 事例研究

理事会・交付金運営委員会合同会議

一般社団法人 石川県トラック協会



TOP NEWS

トップニュース

令和7年度事業計画・予算等を承認 ～第365回理事会・第338回交付金運営委員会合同会議～

石川県トラック協会（久安常信会長）は、3月5日（水）、石川県トラック会館において、第365回理事会・第338回交付金運営委員会合同会議を開催しました。

冒頭、久安会長は、「1月末に開催された公明党国会議員との懇談会において、燃料の高騰対策、震災への対応、標準的な運賃の適正收受等を経済界に強力に周知することを要望したところ、石川県は被災地という特別な事情もあることを十分に考慮し、関係行政機関の責任者にしっかりと伝える旨の回答があった。会員の皆様には、ドライバー不足、燃料価格の高騰に加え、災害からの復旧・復興など、様々な困難に直面しているが、業界の抱える課題の克服と発展に取り組むこととしているので、引き続きのご理解とご協力をお願いしたい」と挨拶し、その後、「物流革新に向けた改正物流法等への対応」や「改正『標準的運賃・標準運送約款』の活用等による適正なコスト收受等転嫁対策の推進及びトラック・物流GメンとGメン調査員の連携による荷主対策の深度化の推進」をはじめとする全10項目の重点施策を盛り込んだ事業計画のほか、令和7年度の収支予算案が承認されました。

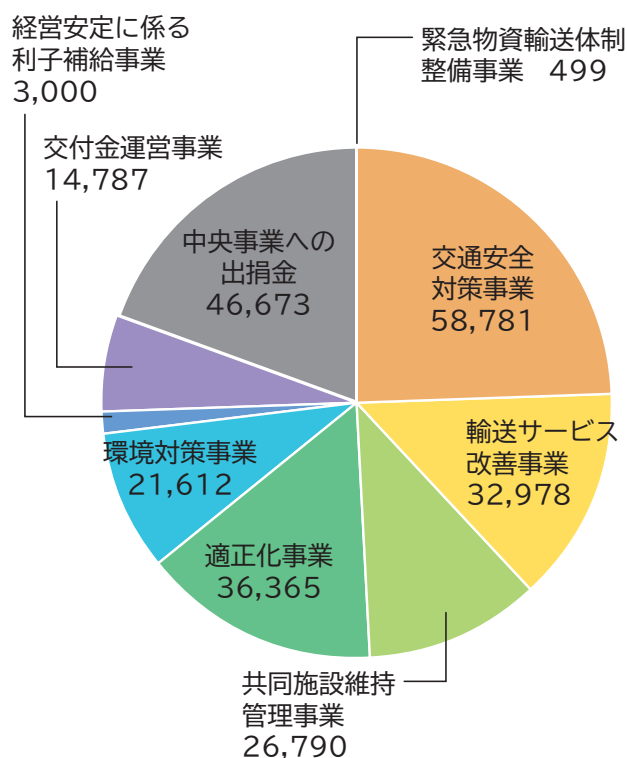
令和7年度

事業計画
重点施策

令和7年度は、次の10項目を重点施策に位置づけ、関係機関と連携を強化して事業計画に基づく諸対策を積極的に推進していく。

- (1) 物流革新に向けた改正物流法等への対応
- (2) 改正「標準的運賃・標準運送約款」の活用等による適正なコスト収受等転嫁対策の推進及びトラック・物流GメンとGメン調査員の連携による荷主対策の深度化の推進
- (3) 燃料高騰対策等の推進及び自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現
- (4) 多様な施策による良質な人材確保対策の推進
- (5) 交通・労災事故の防止及び環境・SDGs対策の推進
- (6) 高速道路通行料金の割引の拡充及び使いやすい道路の実現に向けた諸対策の推進
- (7) 適正化事業等の推進による法令遵守の徹底
- (8) 令和6年能登半島地震からの復旧・復興に向けた取り組み及び大規模自然災害発生時における緊急輸送体制の確立
- (9) 荷主・消費者等対外広報活動の推進
- (10) 新技術を活用した物流DX及び効率化の推進

令和7年度交付金 会計事業活動支出（内訳）



令和7年度 収支予算

(単位：千円)

実施事業等会計	収 益	242,085
	費 用	261,550
	増減額	△ 19,465
そ の 他 会 計	収 益	11,837
	費 用	22,007
	増減額	△ 10,170
法 人 会 計	収 益	66,003
	費 用	101,455
	増減額	△ 35,452
当期経常増減額		△ 65,087
当期経常外増減額		△ 10,000
当期正味財産増減額		△ 75,087
正味財産期首残高		92,912
正味財産期末残高		17,825

令和7年度事業計画

①物流革新に向けた改正物流法等への対応

ア商慣行の見直しや荷待ち・荷役時間の削減等物流効率化に向けた対応

○改正流通業務総合効率化法及び改正貨物自動車運送事業法に基づく、「物流効率化のための取組み」や「書面の交付」等の規制的措置について会員事業者に対して周知徹底と支援を行う。

イ商慣行の見直しや荷待ち・荷役時間の削減等物流効率化に向けた取組みを促進するため、関係行政機関や関係団体等と連携を図り、着荷主を含む荷主や一般消費者等への理解促進を図るための環境整備を推進する。

ロ多重下請構造の是正と実運送事業者の適正運賃・料金収受に向けた対応

○全ト協と連携し、多重下請け構造の是正に向けた対応にあたることも、実運送事業者の適正な運賃の確保による賃金水準の向上等の実現を図るため、会員事業者の取組みを推進する。

○改正貨物自動車運送事業法に基づく実運送体制管理簿、運送利用管理規定の作成等の規制措置について、会員事業者に対し周知徹底を行う。

②下請法改正への対応

○下請法改正に対応し、改正内容については会員事業者に対して周知徹底を図る。

③適正競争の推進等

○適正競争を推進するため、貨物自動車運送事業法の改正とそれを担保する特別措置法（新法）の成立に係る対応を行う。

カ時間外労働の上限規制960時間及び改正改善基準告示の遵守に係る対応

○時間外労働の上限規制960時間及び改正改善基準告示の遵守に向け、セミナー等を通じ、会員事業者に対し関係法令や告示について周知徹底

を行うなど、遺漏なき対応を図る。

○荷主や一般消費者等に対し、広告やリーフレットの配布等により荷主等への理解促進を図るための環境整備を行う。

○時間外労働の上限規制や改正改善基準告示への対応状況等について実態を把握する。

キトラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会の適確な運営

○行政や荷主団体等と連携を図り、引き続き協議会の適確な運営と取引環境・労働時間の改善に向けた対応を図るとともに、協議会における広報活動等の取り組みを行う。

ク荷主との連携による物流効率化に向けた取り組みの実施

○DX等による物流の効率化・生産性向上を図るため、荷主や荷主団体との意見交換やセミナー等を通じ、荷主とトラック運送事業者による物流効率化に向け、周知・普及を図る。

○ホワイト物流推進運動について、荷主やトラック運送事業者に引き続き周知・促進を図り、生産性向上に向けた取り組みに積極的な対応を図る。

ク改正「標準的運賃・標準運送約款」の活用等による適正なコスト収受等転嫁対策の推進及びトラック・物流GメンとGメン調査員の連携による荷主対策の深度化の推進

◇適正なコスト収受等転嫁対策

ア改正「標準的運賃」及び「標準運送約款」の周知に係る対応

○会員事業者に対し、改正の趣旨、内容や届出に係る周知を図り、積極的な活用を促進するための諸対策を展開するとともに、荷主に対し積極的に広報・周知活動を行う。

イ「標準的な運賃」の活用及び原価管理の徹底等による適正なコスト収受等転嫁対策の推進

○ドライバーの労働条件改善を目的とした価格転嫁に向けた荷主交渉を促進するための会員事業者支援を強化する。

○「標準的な運賃」及び「燃料サーチャージ」のほか、高速道料金や附帯作業料・待機時間料など実費について、事業継続に必要なコストが収受できるような積極的に広報・周知活動を行う。

○公正取引委員会の「パートナーシップによる価値創造のための円滑化施策のパッケージ」及び「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に基づき、特に労務費やエネルギーコストの上昇分が取引価格に転嫁できるよう、転嫁対策を推進する。

○標準的な運賃と自社原価の関連を踏まえた交渉方法など、標準的運賃活用セミナーを開催するとともに、運賃交渉相談会の実施、個別事業者に対する経営診断助成を行うなど、適正運賃の収受に向けた支援を行う。

◇荷主対策の深度化対策

アトラック・物流GメンとGメン調査員の連携による荷主対策の深度化の推進

○トラック・物流Gメンをはじめ関係行政機関と連携し、事業者違反行為を要する荷主情報の収集を図るため、会員事業者、ドライバー等に対し、国土交通省の意見投稿サイトの積極的な周知を行い、ドライバーの労働条件の改善や取引の適正化を図る。

○Gメン調査員による事業者の法令遵守を妨げる違反原因行為に関する荷主情報の収集及びトラック・物流Gメンへの報告により、法に基づく「働きかけ」「要請」「勧告・公表」などの措置を講じるよう、連携強化を図る。

カ燃料高騰対策等の推進及び自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現

◇燃料高騰対策

ア燃料高騰対策の推進

○政府与党及び自治体等に対し、燃料高騰に対する支援策の継続について、強力に要請する。

イ燃料サーチャージ導入の促進

○燃料サーチャージについて、事業者が収受できる環境を整備するため、荷主への浸透を図るための施策を展開する。

⑤自家用燃料供給施設整備支援成事業及び燃料費対策特別融資の実施

○自家用燃料供給施設に対する一部助成を実施する。

○軽油等燃料費対策及び環境・省エネに対する重要性を鑑み、最新の排出ガス規制適合車等の導入に必要な資金融資に対する利子補給を行う。

⑥近代化基金融資の推薦及び利子補給事業、信用保証協会保証料助成事業の実施

○物流効率化に資するための施設の整備をはじめ、事業の近代化・合理化のための設備投資に対し、中央近代化基金事業と連携して地方近代化基金による融資の斡旋及び利子補給を行う。

○信用保証協会のセーフティネット保証等の保証を受ける際に支払う保証料の助成を行う。

⑦石油製品価格動向調査及び燃料価格等の情報提供の実施

○軽油価格改定の動向について調査・情報収集し、会員事業者に対する情報提供に努める。

⑧アイドリングストップの徹底

○燃料高騰対策、CO₂削減の一環として、ドライバーに対し、駐車時のアイドリングストップの徹底を図る。

◇税制対策

⑨自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現

○自動車関係諸税の簡素化及び軽減に向けて、全ト協及び都道府県ト協と連携を図り、要望・陳情活動を展開する。

○事業用トラックに対する新たな負担増の議論が生じた場合、これを阻止するべく、要望・陳情活動を展開する。特に、走行距離課税の導入については断固反対する。

⑩軽油引取税の旧暫定税率の廃止等税負担の軽減

○軽油引取税は、一般財源化により本来国民が公平に負担すべきであるにもかかわらず、「当分の間

税率」と名前を変えてトラック運送事業者が負担を強いられており、税負担の公平の原則に著しく反していることから、軽油引取税の旧暫定税率の廃止に向けて、要望・陳情活動を展開する。

(4)多様な施策による良質な人材確保対策の推進

⑪若年層、女性及び高齢者の採用等を含めた人材確保及び育成教育・定着対策の推進

○トラック業界の労働力を確保し、定着を図るために、若年層、女性及び高齢者の採用を含めた活動、採用後の労務管理・育成教育等のマニュアルや人材確保セミナーを通じ会員事業者への支援を図るとともに関係機関と連携して労働力確保に係る対外的な広報活動並びに積極的なPR方策を展開する。

○走行中の携帯電話の使用やあおり運転等、ドライバーの運転マナーについて、啓発に努める。

○19歳で大型免許取得可能となる「特別教習」の受講、準中型免許取得及び5トン限定準中型免許等限定解除、大型・中型免許等の取得費用に対する支援を行い、若年ドライバーの確保を図る。

⑫高校新卒者等の採用促進のためのインターシップ活用の周知

○インターシップ登録サイトの活用とインターシップ実施事業者への支援を図るとともに、高等学校等への周知活動を行い、高校生等若年層に対する業界への採用促進を図る。

○地域のハローワークと連携し、求人中の会員事業者と求職者のマッチング機会の提供を通じ、会員事業者の人材確保支援を図る。

⑬特定技能制度による外国人ドライバーの円滑な受入れに向けた対応

○特定技能制度による外国人ドライバーの円滑な受入れが行なわれるよう、関係機関等と連携を図りながら対応するとともに、全ト協がHPに公開する技能試験への対応や就労後に交通法規などが学習できる外国人向けテキストの活用など、会員事業者への支援を行う。

○外国人が母国で取得した運転免許を特定活動期間中に円滑に切り替えできるよう、指定自動車教習所等が実施する講習の受講に対する費用助成を行う。

⑭ドライバーの社会的評価の向上に向けた対応

○荷主や一般消費者からのドライバーに対する暴言や、契約にない過剰な要求を行ったり、業務に對して不当な言いがかりや悪質なクレームをつけたりするカスタマーハラスメントに対して、全ト協が作成するカスタハラ被害防止のための業界独自のマニュアルの配布を行う。

○一般消費者や荷主に対して、ドライバーの社会的評価の向上に向けた必要な情報発信を行い、カスタハラ撲滅を図る。

⑮ゴミのポイ捨て根絶

○いわゆる黄金のペットボトル等ゴミのポイ捨て問題について、ドライバーのマナーの教育を徹底するとともに、啓発ツール等の配布により、その根絶を図る。

⑯事業後継者等の育成

○事業後継者並びに青年経営者を育成するため、青年部会において実践に即した研修事業を実施する他、業界等の青年組織との交流や社会貢献活動に取組むための支援を行う。

○将来のトラック業界を担う優秀な管理者を育成するため、中小企業大学校等への講座受講の促進・助成を行う。

○事業継承の方法や好事例をまとめた冊子を活用し、事業後継者の確保・育成に悩む会員事業者への支援を行う。

⑰運転者職場環境良好度認証制度の促進

○人材確保に向けた職場環境改善を促進するため、「運転者職場環境良好度認証制度（働きやすい職場認証）」取得の助成を行う。

(5)交通・労災事故の防止及び環境・SDGs対策の推進

◇交通事故防止対策

ア事業用トラックによる交通事故防止対策の推進

○定時総会、事故防止大会等における交通安全決議等により、交通安全に対する意識の定着を図る。

○「トラック事業における総合安全プラン2025」の目標達成に向けて、全ト協と連携し、事故分析結果に基づくより実効性の高い各種セミナーを通じて事故防止対策の推進を図る。

○トラック業界が全国統一で設定した事故0（ゼロ）の日などにより、交通事故防止意識の醸成に努める。

○県内の事業用トラックによる死傷事故・危険箇所、交通事故実態等を把握し、ホームページに公開するなどして事故防止を図る。

○事業用自動車の運転者に対する指導及び監督の指針に基づいて、ドライバー教育テキストを活用した初任運転者等に対する教育指導体制の強化等により、交通事故防止の実効性向上を図るとともにeラーニングの活用を推進する。

○運行管理者及びドライバー等の安全教育訓練実施への助成及び運転者の適性診断（一般・初任・適齢）運転記録証明の助成を行う。

イ飲酒運転の根絶に向けた取組みの強化

○運転者等に対するアルコール検知器の携行、酒気帯びの有無の測定方法及び測定結果の確実な報告等について指導を徹底するとともに、事業用トラックが関係した飲酒運転事故事例を周知するなどして、飲酒運転根絶の意識向上を図る。

ウドライバーコンテスト等の実施

○安全意識の高揚や運転技能の向上を図るため、ドライバーコンテスト及びSDフリーコンテスト（無事故無違反1000日運動）を実施するほか、全国トラックドライバーコンテストの競技ポイント解説動画等により、会員事業者等に所属するドライバーの参加意欲向上を図る。

エ追突事故及び交差点、高速道路における事故防止対策

○交通事故の実態に即した事故防止セミナー等を通じて、交通事故防止意識の向上を図る。

オ安全対策機器等の普及促進

○先進安全自動車（ASV）の普及拡大を図るため、ドライブレコーダーをはじめとした、車両周辺の安全確認支援装置、アルコールインターロック装置など安全対策機器の導入に係る助成を行い、積極的な普及を促進する。また、使用過程車に後付可能なAIを備えた安全装置の市場開発状況等について情報収集に努める。

カ「運輸安全マネジメント」の普及拡大

○運輸安全マネジメントについて、一層の定着と取組みの深度化、高度化を図るための普及・啓発活動を推進するとともに運輸安全マネジメント講習（ガイドラインセミナー・リスク管理セミナー・内部監査セミナー）の助成を行う。

キ「駐車問題見直し」への対応

○貨物集配中の事業用トラックに係る駐車規制の見直しが継続的に実施されることを受け、引き続き諸課題について情報収集に努め、必要に応じ、改善に向けた関係機関への働きかけを行う。

ク降雪期における安全運行の推進

○降雪期における安全運行の徹底を図るため、安全運転指導及び啓発活動を実施するほか、道路除排雪、凍結対策及び無装備車両（冬用タイヤ、チェーンの装着）の乗入れに対する指導強化について道路管理者等に要望活動を行う。また、荷主団体等に対して異常気象時下における輸送に関する協力を求める。

ク車輪脱落事故防止対策への対応

○「車輪脱落事故防止キャンペーン」などを通じて、車輪脱落事故防止対策の徹底を図る。特に、車輪脱落事故防止のための増し締め徹底を期すため、トルクレンチを有していない事業所の保有促進と導入のための助成を行う。

◇労働対策

ア過労死等防止対策の推進

○「過労死等防止計画」の具体的な行動計画に基づき、関係者が一丸となって過労死等防止対策を

推進する。

○セミナーや啓発資料等を通じて、過労死等防止に向けた意識の高揚を図るとともに、過労死等防止対策の普及促進を図る。

イ健康状態に起因する事故及び健康増進・メンタルヘルス対策の推進

○「トラック運送事業者のための健康起因事故防止マニュアル」等を活用したセミナーやドライバーの生活習慣病対策（食生活、運動、飲酒、喫煙等）を通じて、健康増進と健康起因事故防止に努める。また、メンタルヘルスに関する対応強化について啓発を図る。

○中小トラック運送事業者のための健康管理システム（運輸ヘルスケアナビシステム）の導入・活用を推進する。

○脳・心臓疾患の要因となる高血圧の予防に血圧測定が重要であることから、業務前点呼に活用できる高機能な血圧計の導入に対する助成を行うとともに、二次健康診断の受診勧奨を推進する。

○定期健康診断の受診に対する助成のほか、ドライバーが疾病により運転を継続できなくなる事案の中で最も多い、脳血管疾患について早期発見、早期治療を図るために実施する脳健診（脳ドック・脳MRI）の受診に対する助成を行う。

ウ睡眠時無呼吸症候群（SAS）対策の推進

○ドライバーの睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査に対する助成を行う。

エ労働災害防止の推進

○陸運労災防止協会と連携し、第14次労働災害防止計画（2023～2027）を踏まえた労災事故防止対策に取り組む。

○安全衛生管理の徹底と荷役作業の安全対策ガイドラインの周知徹底を図る。また、荷主団体等に対してドライバー等の荷役作業時における労災事故防止対策及び輸送の安全の確保が困難な状況下での輸送依頼の抑制に関する協力を求める。

◇環境・SDGs対策

ア「環境ビジョン2030」の推進

○環境基本行動計画「環境ビジョン2030」を踏まえ、次世代自動車の導入、輸送の効率化の推進、アイドリングストップの徹底等脱炭素化に向けた環境啓発活動を推進する。

○「環境ビジョン2030」のメイン目標達成に向け、普及啓発の推進、行動月間の設定などにより、CO2排出量簡易算定ツールの活用促進を図る。

イSDGs（持続可能な開発目標）への対応

○「環境ビジョン2030」の行動メニューとSDGsの関連性の理解促進を図りつつSDGs達成に向けた取組みを推進する。

○環境と安全に配慮したエコドライブを推進するため、年間を通じて「エコドライブ推進運動」を展開し、「エコドライブ推進事業所認定事業」を実施する。

○安全意識と省エネ運転技能向上を図るため実践的な省エネ走行研修を実施する。

ウエコドライブの徹底に向けたEMS機器等、アイドリングストップ支援機器及びエコタイヤ等の普及促進

○燃料消費量の削減効果が高いデジタル式運行記録計などEMS機器等の導入に対する助成を行う。

○アイドリングストップ支援機器（エアヒータ、車載バッテリー式冷房装置等）導入助成事業を促進する。

○エコタイヤ・再生タイヤの導入促進を図るため助成を行う。

エGXの実現に向けた環境対応車の普及促進

○2050年カーボンニュートラルを見据えたGXの実現に向け、環境対応車である天然ガス、ハイブリッド並びに電気トラック、燃料電池トラックの導入を促進するための助成事業を行う。

○NOx・PM等の排出ガスを削減するため、ポスト新長期規制等適合車への代替に対して、近代化基金融資による融資の利子補給を行う。

（6）高速道路通行料金の割引の拡充及び使いやすい道路の実現に向けた諸対策の推進

ア大口・多頻度割引の実質50%の割引への拡充・恒久化

○高速道路の利用は、ドライバーの拘束時間短縮等働き方改革の実現に向けて不可欠なものであるため、大口・多頻度割引の実質50%割引への拡充・恒久化について、全ト協及び都道府県ト協と連携を図り、政府・与党に対する要望活動を展開する。

○NEXCOが管理する一般有料道路は、一部を除き大口・多頻度割引の対象となっていないため、全ての一般有料道路を大口・多頻度割引に含めるよう、県選出与党国会議員等に対し要望活動を展開する。

イ高速道路料金等の更なる割引等の拡充

○より一層の利用者重視の観点から、料金水準の引き下げについて要望を行い、輸送効率の改善及び一般道の交通安全・環境面の維持を図るとともに、一般道や混雑する高速道路から、通行量の少ない高速道路への転換促進を図るための料金・割引制度が設けられるよう要望活動を行う。

○令和7年7月から実施予定の見直し後の深夜割引制度について、その影響調査を行い、必要に応じて要望活動を展開する。

ウ高速道路等における安全対策及び渋滞対策の推進

○輸送時間の短縮、定時性の確保、物流効率化による経済活動の活性化等高速道路の持つ効果が最大限発揮されるよう、一般道路と連携した全国道路ネットワークの積極的な整備の推進やミッシングリンク解消のほか、暫定2車線の4車線化など安全対策及び渋滞対策の推進に向けて、要望活動を行う。

エ「重要物流道路」の追加指定や機能強化の推進

○大型トラックが特殊車両通行許可不要でスムーズに走行できる環境の実現に向けて重要物流道路の追加指定及び指定された区間の道路整備が早期完成・供用されるよう、全ト協や石川県と連

携し、適宜要望を行う。

オSA・PA、道の駅における駐車スペースや休憩・休息施設の整備・拡充

○労働関係法令の遵守及び労働環境改善のために必要な施設として、高速道路のSA・PA、道の駅における大型及び特大車用の駐車マスの幅の拡大や、休憩・休息施設となる建屋内設備の整備・拡充、特にシャワー施設の設置箇所拡大について、積極的な要望を行う。

カ中継物流拠点の整備・拡充等による中継輸送の推進

○ドライバーの長時間労働の抑制等働き方改革の推進のため、中継物流拠点（コネクティア）の設置箇所拡大について、全ト協と連携し、要望を行う。

キ道路通行及び車両に関する制度の簡素化及び規制緩和と要望の推進

○特殊車両通行許可に付される通行時間帯条件の緩和など車両制限令及び道路運送車両法の保安基準、道路交通法施行令について、各種規制の緩和、手続きの簡素化・迅速化等について、全ト協及び都道府県ト協と連携を図り、適宜要望を行う。また、軸重に関する諸課題について、関係機関と連携して適正な改善を図る。

○特殊車両通行確認制度における、道路関連データのデジタル化の促進や利用しやすい手数料水準について、全ト協と連携し、要望を行う。

（7）適正化事業等の推進による法令遵守の徹底

ア適正化事業実施機関の事業活動を効果的に推進するため指導体制の強化及び地方評議委員会の適切な運営

○適正化事業指導員による指導体制の強化を図り、また地方評議委員会の適切な運営に努める。

イ事故防止・安全対策等の指導内容の充実強化及び事業者・運行管理者等に対する指導・啓発の推進

○巡回指導については、総合評価が低い事業者や法令を遵守しない悪質な事業者など指導の必要

性が高い事業者を念頭に優先度に応じた指導内容及び巡回頻度とし、効果的・効率的に推進する。また、関係機関と連携し、速報制度並びに新規参入事業者に対する巡回指導及び乗務時間等告示違反事業所に対する特別巡回指導の的確な対応を図る。

○悪質性の高い違反項目について、運輸支局等への迅速な情報提供を行う。また、自動車の適正な点検・整備及び不正改造防止に関して国土交通省の運動に呼応し対応する。

○巡回指導における評価が厳正・公平に行われるよう、巡回指導指針及び巡回指導マニュアルに基づき、重点点指導項目をはじめとした指導項目について、適切に指導を実施する。また、巡回指導を通じて、時間外労働の上限規制及び改善基準告示の周知を図るとともに貨物運送事業法の遵守の徹底を図る。

○事業者・運行管理者等に対して、法令遵守をはじめとする広報啓発活動を積極的に推進する。

ウ) 社会保険等の未加入・未納事業者に対する指導、社会保険制度等に関する法的義務の周知徹底、啓発活動の推進

○巡回指導等を通じ社会保険制度等の加入及び保険料の納付について、周知及び法的義務の履行の徹底を図る。

エ) 適正化事業指導員に係る研修事業の充実並びに資質の向上

○全国研修、小規模グループ研修等の受講により専門的知識の習得や指導能力の向上を図る。

○適正化事業指導員として必要な能力の向上を図るための各種資格の取得を推進する。

○運輸局・運輸支局との連携強化を目的とした官民合同の地方ブロック研修等に参加し、ブロック内における指導内容の均一化を図る。

オ) Gメン調査員業務の積極的な推進

○巡回指導、電話・訪問調査等により、事業者の法令遵守を妨げる違反原因行為に関する荷主等の情報を積極的に収集し、トラック・物流Gメンに

迅速に報告することによって、荷主等への是正・指導に繋げる。

○トラック・物流Gメンと連携し、荷主等に対して違反原因行為の防止・改善について協力を要請する。

カ) 安全性評価事業(Gマーク制度)の積極的な推進及び内外に対する広報啓発活動の展開

○「貨物自動車運送事業安全性評価事業(Gマーク制度)」について、引き続き関係行政機関や全ト協と連携し、円滑な推進を図る。

○荷主企業や一般消費者に対するGマーク制度の更なる認知度アップを図るため、引き続きGマークラッピングトラックを走行させるなど、広報啓発活動を積極的に展開する。

○長期間にわたり、安全性優良事業所の認定を受け、安全対策等に顕著な功績が認められる事業所を安全性優良事業所表彰候補として運輸局等に推薦する。

○Gマーク事業所に係る危険運転等悪質違反行為に対する是正指導を行う。

○Gマークステッカーの「有効期限切れ」や「廃車時」の剥離の徹底等、ステッカーの適正な管理を推進する。

ハ) 令和6年能登半島地震からの復旧・復興に向けた取り組み及び大規模自然災害発生時における緊急輸送体制の確立

ア) 令和6年能登半島地震への対応

○被害を受けた会員事業者の事業再建に向けた特別相談窓口を継続し、事業主等からの相談に応じる。事業基盤等の本格的な復旧・復興に向けてできることはすべて行う。

○被災地域の経済を支えるトラック運送事業者の雇用維持や事業継続などに関して、全ト協と連携を図り、関係機関や政府・与党に対する要望・陳情活動が必要に応じて適宜行う。

○石川県等が掲げた能登半島地震からの復旧・復興に向けた取組みにトラック運送業界として積極

極的に協力する。

○会員事業者や当協会における震災対応の記憶や体験を風化させないために、全ト協と共同で制作した「令和6年能登半島地震記録誌」を配布する。

イ) 大規模自然災害発生時における緊急輸送体制の確立及び訓練

○大規模自然災害時における事業用トラックによるライフライン機能維持を確実に果たすため、関係機関や全ト協と連携し、「緊急・救援輸送基本計画」に基づき、令和6年能登半島地震の教訓を踏まえた緊急・救援物資輸送における課題やその対策等を明確化し、万全な体制を確立する。

○緊急救援物資を的確に輸送できるよう、石川県等が主催する防災訓練に参加する。また、全ト協と緊急通信(衛星電話、テレビ会議システム等)を活用した情報伝達訓練を適宜行う。

○災害発生後のボランティアによる救援活動等が円滑に行われるよう、石川県等からの資機材等の輸送協力に対応する。

ウ) 自然災害発生時に備えた災害物流専門家の育成など防災マネジメントの普及拡大

○会員事業者等を対象とする災害物流専門家研修を開催し、災害物流専門家の育成に努め、自然災害への対応にあたって、参考とすべき考え方をまとめた「運輸防災マネジメント指針」について普及活動を展開するとともに運輸安全マネジメント講習(防災マネジメントセミナー)の助成を行う。

エ) 荷主・消費者等対外公報活動の推進

ア) 引越事業者優良認定制度の推進と消費者サービス向上

○引越事業者優良認定制度(引越安心マーク)の普及促進を図るため、広報媒体を活用し、業界内だけではなく、消費者に対しても積極的な周知を行う。

○引越基本講習と引越管理者講習を開催して、標準引越運送約款や関係法令等、引越管理者として必要な知識の周知徹底を図る。

○引越繁忙期におけるサービスレベルや輸送品質

を保持するため、分散引越について、一般消費者や企業・国等に対し幅広い周知活動を推進する。

イ機関誌「トラックのひろば」及びホームページによる会員向け情報提供と拡充施策の推進

○業界及び関係行政機関の活動や事業経営に役立つ情報を提供するため、機関誌「トラックのひろば」を毎月発刊し、会員をはじめ、関係行政機関等に配布する。

○情報発信の基盤的役割を担うホームページを運営し、常に鮮度の高い情報発信に努める。

ウ10月9日「トラックの日」のキャンペーンによる業界PR対策の推進

○10月9日「トラックの日」を中心に各種メディアを活用し広報活動を展開する。

エトラック運送業への一層の理解促進に向け、各種広報媒体を活用した積極的なPR対策の推進

○将来の業界を担う優秀な人材を確保するため、各種コンテンツを活用し、くらしと経済を支えるライフラインであるトラック輸送の役割を周知する。

○重要な課題・取組み等について、機関誌、ホームページをはじめとして、各種メディアを活用し、積極的に業界の意見公表と周知対策を行う。

○多様化する情報ニーズに幅広く対応するため、YouTubeをはじめとしたSNS等の各種デジタル媒体を活用した積極的なPRを推進する。

○荷主等に対し、燃料価格高騰をはじめトラック運送業界の現状を訴えるとともに標準的運賃の收受、適正取引推進等の普及促進に向けて、広告掲載等によるPR活動を展開し、理解と協力を求める。

○新聞、テレビ等の報道機関による取材に積極的に対応し、業界の現状理解と広報活動に対する協力を求める。

(10) 新技術を活用した物流DX及び効率化の推進

ア新技術を活用した物流効率化の推進

○2050年のカーボンニュートラルに向けた国の

の施策や「総合物流施策大綱」の柱のひとつである物流DXについて、課題等の整理を行う。

○IT活用の普及を図るため、先進活用事例等幅広く周知するセミナーを開催し、事業者における人材不足や生産性向上等に資する新技術を活用した業務効率化を推進する。

イ物流DXの取組みの促進

○令和7年4月から義務化された運送契約の書面の相互交付に対応できるよう、全ト協が作成する書面化アプリケーションをデジタル化が進んでいない会員事業者に無償で提供する。

○中小トラック事業者における業務の効率化をはじめとする働き方改革に繋がる物流DXを促進するため、効果的な取組み方策及び成功事例の周知、管理システム等の導入支援等を行う。

ウ運行管理の高度化への対応

○ITC(運行管理に活用可能な情報通信技術)を活用した遠隔点呼、自動点呼の普及促進による運行管理の高度化・効率化を図るため自動点呼に係る支援機器及びシステムの導入を支援する。

(11) その他

ア運輸事業振興事業費補助金交付要綱に基づく事業の推進

○補助金事業を効果的・効率的に活用し、トラック運送事業の適正な運営、健全な発展を促進するほか、トラック会館施設の経年劣化に応じた修繕を行い保全と管理運営に努める。

イ国民保護に関する業務の推進

○武力攻撃事態等の発生に備えて、地方公共機関としての対策業務が適確かつ迅速にできるよう石川県が主催する図上訓練に参加し、国民保護措置に対する対応能力の向上を図る。

ウ新型インフルエンザの発生に関する業務の推進

○新型インフルエンザの発生に備えて、地方公共機関としての対策業務が適確かつ迅速にできるよう石川県が主催する訓練に参加するなどして、体制の確立を図る。

エ家畜伝染病の発生に関する協力

○高病原性鳥インフルエンザ、豚熱等の発症が確認され、石川県等からの防疫資材等の輸送協力への対応が行えるよう、体制の確立を図る。

オ事務局組織の強化と支部・委員会・部会組織等の効率化運用

○事務局体制の強化に努めるほか、業界の諸問題等に迅速かつ適確に対応するため、支部・委員会・部会組織の効率的な運用を図るとともに、必要に応じて能登半島地震を踏まえた支部組織の再編等を検討する。

○新規に採用された若手職員に対して、トラック運送業界の基本的な知識の習得や現場研修を通じて職員として必要な知識を身につけるための研修を実施し、能力の向上を図る。

カ業務改革等の推進

○会員事業者向けの各種助成金制度申請に係る簡略化(申請書類の簡素化)を推進し、会員サービスの向上を図るとともに事務局業務の効率化やセキュリティ対策の強化等を図る。

キ関係機関の受託業務等の推進

○陸運労災防止協会の業務委託基本協定等に基づいて、労働災害防止に係る事業の推進と支部活動支援の充実を図る。

○全ト協との業務委託契約等に基づいて、金沢トラックステーションの施設運営及び長距離運行を行う事業用トラックの安全運行の確保等を図る。また、施設内におけるアイドリングストップやごみの不法投棄禁止の徹底を図るなど環境啓発活動を推進する。

○10月15日に新潟市で開催される第30回全国トラック運送事業者大会(北信越ブロックトラック協会)に係る対応を行う。

ク運行管理者試験の合格率向上

○会員事業者向けの運行管理者試験受験対策に係る事前講習会を開催し、合格率の向上に努める。

ケ庶務関係事項

○本会の永年勤続功労者等に対する表彰を行う。

石川県貨物自動車運送適正化事業実施機関評議委員会



TOP NEWS

トップニュース

適正化事業の公正かつ 着実な推進を図る

～第36回石川県適正化実施機関評議委員会～

石川県貨物自動車運送適正化事業実施機関（久安常信本部長）は、3月21日（金）ホテル日航金沢（金沢市）において、第36回評議委員会を開催しました。

冒頭、久安会長は、「能登半島地震から1年が過ぎたが、今もなお多くの方が不自由な生活を強いられていることに心を痛めている。我々トラック運送業界の総力を挙げて、被災地域の復旧・復興に取り組んでいるところであり、今回の災害で得た経験を糧にライフラインとしての責務を果たすべく、今後も有事に備えた対策を徹底する。2024年問題に加え、燃料価格の高騰など課題が山積している状況であるが、問題解決に向け、国による各種施策が講じられており、特にトラック・物流Gメンによる悪質な荷主の監視体制の強化は一定の成果が表れている。我々適正化実施機関の果たす役割はこれまで以上に重要なもので、委



議長を務めた坂井委員長

トラック・物流 G メンの取り組みについて
説明する猿谷支局長

挨拶をする久安会長

	選任区分	組織名・役職	氏 名
委員長	学識経験者	坂井法律事務所弁護士	坂井美紀夫
委 員	マスコミ	株式会社北國新聞社論説委員長	高見 俊也
	荷 主	石川県中小企業団体中央会事務局特命担当次長	高邑 俊生
	労働組合	全日本運輸産業労働組合連合会石川県連合会執行委員長	島田 宗典
	貨物自動車運送事業者	一般社団法人石川県トラック協会理事	小林 篤弘
参考人	国土交通省	北陸信越運輸局石川運輸支局長	猿谷 克幸
事務局	石川県貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長		久安 常信
	〃 副本部長		端 岩男
	〃 担当部長		天田 敏勝
	〃 課長		岡村 諭 以下5名

員の皆様から忌憚らない意見を頂戴し、指導業務に役立てていきたい」と挨拶しました。

引き続き、議事へと移り、適正化実施機関の岡村課長が、令和6年度の活動状況や令和7年度の活動指針と事業計画について説明し、出席された各委員からは、「トラックGメンによる監視体制の強化と併せ、荷主による報復行為の禁止なども周知してほしい」や「Gマーク制度を有効活用するなど、荷主が優良事業者を選択しやすくなるよう環境整備を進めてほしい」などの提言がありました。

最後に、坂井美紀夫委員長が「石川県では令和6年に大きな災害があり、困難な状況の中でも、適正化実施機関では出来る限りの活動を展開した。令和7年度においても、行政と連携し、取引環境や労働環境の改善のため、更なる活動を行ってほしい」と総括し、適正化事業のより一層の推進を求めました。



TOP NEWS

トップニュース

「改正物流法」に係る説明会を開催 ～改正内容や取り組むべき内容を周知～

石川県トラック協会は、3月24日（月）、石川県トラック会館において、改正物流法に関する説明会を開催し、会員事業所88社から112名が参加しました。

昨年4月に通常国会で可決・成立し、5月15日に公布された改正物流法（物流総合効率化法及び貨物運送事業法）が、本年4月より施行となることを受け、改正内容や取り組むべき内容の周知を図るため、石川運輸支局の塚原洋介専門官が法改正の背景及び概要について説明したほか、改正貨物自動車運送事業法における書面交付の義務化や利用運送を行う際の健全化措置、実運送体制管理簿の作成など、運送事業者が取り組むべき内容などについて解説しました。

また、説明会の中で、石川運輸支局の猿谷克幸支局長は、「改正物流法はトラック運送業界の取引環境の改善を図るための取組みである。関係省庁と連携し、荷主企業への周知も進めている。荷主の理解が得られない場合は、トラック・物流Gメン制度も活用してほしい」と挨拶し、改正法への対応を求めました。

ご案内

令和7年度 各種助成・融資制度一覧

《 助成事業基本要件 》

各種助成事業で、以下の全てに該当するものが助成対象です

①助成対象期間

令和7年4月1日～令和8年2月28日

注) 助成対象期間外の導入・支払い・リース契約(支払開始日)等は、助成対象外

②助成対象機器及び対象者

- ・石川県で登録の貨物運送自動車に対象機器を装着するもの
- ・石川県所属の運転者が受診・受講するもの(退職者は対象外)

③会費の滞納がないこと

④支払いは、買取り及びリースのみ(一部買取りのみの場合あり)

※請求書又は見積書(リース)に、メーカー名、型式、価格が記載してあること(車両一括の場合、車両代内訳に記載が必要)

※インターネットを利用した振込の場合、振込が完了した(振込指定日以降)書類が必要
受付・予約・承認済等の書類だけでは支払証拠書類になりません(振込日の入出金分かる通帳等の写しを追加できれば可)

注) 助成対象外: 支払期日が翌年3月以降のクレジットカード決済及び手形払い(インターネット等利用の手形決済(でんさい等)含む)、車両・装置等の割賦(売買)契約、延払契約・転貸リース、売掛相殺等支払証明できないもの

⑤導入・受診等する前に、必ず事前申込書を提出すること

※事前申込書のみ、FAX(076-239-2287)またはMail(jyoseikin@ishitokyo.or.jp)で申込できます(申込なし・実績報告書と同時提出の場合は、対象としません)

⑥各助成金の申込み額が、予算額を超過した場合には、受付期間内であっても、締切ります

※ホームページ・トラックのひろばをご確認ください

⑦事前申込提出期日

令和7年4月1日～令和7年12月25日

※4月分は、実行後であっても提出が必要です

⑧各種助成制度 実績報告書類提出期限

令和8年2月28日(消印有効)

※事前申込済でも報告書の提出がなければ、助成はしません

※原則、導入・支払・リース契約後、30日以内に提出すること(協会からは、未提出について、一切連絡いたしません)

※報告書は、持参、郵送またはMail(jyoseikin@ishitokyo.or.jp)で申請できます(FAXは不可)

お問合せ (一社) 石川県トラック協会 TEL 076-239-2284

詳しくは、既にご案内の冊子「令和7年度助成制度」及び協会ホームページをご覧ください。

交通対策

ドライブレコーダー機器

全ト協指定機器を導入した場合、以下の金額を助成します。

- ①簡易・標準型…………… 1万円
 - ②運行管理型…………… 2万円
 - ③EMS機器一体型 …… 装置価格(税抜)の1/3(上限6万円)
- ※助成額より下回る場合、実費相当額を助成します。

安全装置

以下の安全装置(全ト協指定機器)を導入した場合、対象装置ごとに取得価格の1/2(上限2万円、②の装置は上限10万円、⑤の装置は上限3万円)を助成します。

- ①後方視野確認支援装置
 - ②側方衝突監視警報装置(後付け装置のみ)
 - ③アルコールインターロック装置
 - ④IT点呼に使用する携帯型アルコール検知器
 - ⑤大型車用トルク・レンチ(自立型トルク・レンチ、トルクセッター型インパクトレンチを含む)
- ※②は、車両総重量7.5t以上に限る。
 ※④は、安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)に限る。
 ※⑤は、車両総重量8t以上の事業用トラックを管理する事業所に1台を上限とする。
 トルクレンチは、「600N・m」以上の締め付け能力を有するものを助成対象とし、型式等の特定は行わない。

一般適性診断・
初任・適齢診断

石ト協が協定している機関(自動車事故対策機構、七尾自動車学校、ヤマト・スタッフ・サプライ(株))で適性診断を受診した場合に助成します。

- ①一般適性診断……………全額(2.4千円)
 - ②初任・適齢診断…………… 2.4千円
- ※会員名簿の車両台数の範囲内
 ※ヤマト・スタッフ・サプライ(株)は一般適性診断・初任診断のみ

運転記録証明等手数料

自動車安全運転センターが発行する運転記録証明等の発行手数料を全額助成します。

※会員名簿の車両台数の範囲内

安全運転教育

ドライバー等が全ト協指定研修施設において所定の講座を受講した場合に助成します。

- ①特別研修…………… 7割助成
- ※Gマーク認定事業所の場合……………全額助成
- ②一般研修…………… 1万円助成

運行管理者一般講習

石ト協が協定している指定講習機関（自動車事故対策機構、七尾自動車学校、ヤマト・スタッフ・サプライ(株)）が実施する一般講習の受講手数料全額（3.2千円）を助成します。

※選任者のみ

※eナスバの助成内容は、令和7年6月頃に別途案内します。

安全マネジメント講習

自動車事故対策機構が実施する安全マネジメント講習会等の受講料の一部（3千円）を助成します。

環境対策

エコタイヤ・再生タイヤ

標記タイヤを導入・装着した場合、1本4千円を助成します。

※1車両8本、装着1回分までに限る。

※1事業者あたりの助成金上限額は、HPに記載。

EMS 機器 ※デジタコ等

全ト協指定機器を導入した場合、機器価格（税抜）の1/3（上限6万円）を助成します。

環境対応車

天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池トラックを導入する場合、価格差の一部を助成します。

※車両登録をする前に申請が必要（1ヶ月前）

アイドリングストップ 支援機器

全ト協指定機器を導入した場合、購入価格の1/2を助成します。（上限は、HP参照）

労働対策

「働きやすい職場認証制度」 認証取得

国が創設した運転者職場環境良好度認証制度（働きやすい職場認証制度）の認証取得に要した費用（審査料・登録料）の一部を助成します。

①県内本社の事業者（県単位で申請する場合の申請者を含む）

- ・新規取得、上位認証取得 3万円
- ・同位認証継続 2万円
- ・三ツ星の新規取得 5万円

②本社以外の県内営業所

- ・新規取得、上位認証取得、
同位認証継続 4千円

脳健診 (脳ドック・脳MRI)

運転者に対し、脳健診を実施した場合、1名につき検査費用(税抜)の1/2(上限1万円)を助成します。

※同一運転者につき1回のみ

※1事業者5名まで

健康診断

運転者に対し一般健康診断を実施した場合、1名につき2千円を助成します。

※同一運転者につき1回のみ

※会員名簿の車両台数に2千円を乗じた額まで

大型・中型・準中型・ けん引免許等取得及び 受験資格特例教習修了

4/1～2/28迄に自動車教習所へ入校し、標記免許過程を修了、支払が完了し、免許を取得(特例教習・外免切替講習を修了)した場合に助成します。

①大型……8万円 ②中型……5万円

③準中型……4万円 ④けん引……3万円

⑤限定解除…2.5万円

⑥受験資格特例教習…受講費用の1/3(上限10万円)

⑦外免切替講習…受講費用の1/2(上限4万円)

※1事業者10名迄、1人1回

※免許取得(特例教習修了)後、運転者として6ヶ月以上在籍していること

血圧計

全ト協指定機器を導入した場合、機器価格(税抜)の1/2(上限5万円)を助成します。

※1事業所1台まで

睡眠時無呼吸症候群 (SAS) 検査

スクリーニング検査を全ト協が指定する医療機関で受診した場合、検査費用5千円(上限)を助成します。

インターンシップ導入

全ト協のインターンシップ受入事業者として登録し、高等学校以上の教育機関からの依頼によりインターンシップを受入れた場合に助成します。

①受入期間 3日間…9万円

②受入期間 4日間…11万円

③受入期間 5日間…13万円

自動点呼機器

全ト協指定機器を導入した場合、導入費用(税抜)上限10万円を助成します。
 ※1事業者1台まで、Gマーク認定事業所は2台まで
 ※中小企業に限る

輸送サービス改善

信用保証協会保証料

石川県信用保証協会の保証を受け、銀行から融資を受けた場合、その保証料の1/2(上限20万円)を助成します。
 ※但し、新規借入に限る(当座貸越等は対象外)

近代化基金融資

【融資取扱金融機関】(株)商工組合中央金庫

【一般融資】

- (1)トラックターミナル・配送センター等の物流施設の整備等に要する資金
- (2)人材確保及び生産性向上のための設備資金
 - ①福利厚生施設の整備に要する資金
 - ②荷役機械(テールゲートの設置を含む)購入に要する資金
- (3)車両等の購入(代替を含む)および車両の改造に要する資金

【環境対応車及び省エネ関連機器導入に係る融資】

- (1)環境対応車(CNG車、ハイブリッド車)の購入に要する資金
- (2)EMS機器等の購入に要する資金

【ポスト新長期等規制適合車導入に係る融資】

- (1)ポスト新長期規制適合車の購入に要する資金
- (2)平成28年度排出ガス規制適合車及び平成27年度燃費基準達成車の購入に要する資金

※利子補給率……0.6%

※償還期間……最大10年(車両は5年)

※公募開始……5月中旬頃

中小企業大学校講座

中小企業大学校の研修コースを受講した場合、受講料の2/3を助成します。

保養施設

石川県トラック協会が協定している施設を利用した場合、1名2千円(1回)を補助します。
 ※会員名簿の車両台数の範囲内

能登半島地震災害復興支援事業

ラッピングトラック

能登半島地震発災後、トラックの荷台側面または後面に、能登半島を代表するスポットや祭り、災害復興への関心を喚起するためのメッセージをラッピング施工した場合、経費一式に対して、上限1/2(上限5万円)を助成します。
 ※1事業者につき5台まで

Gマークの
加点対象

エコドライブ推進事業所認定事業は、当協会が主催するエコドライブ推進運動において、燃費改善に向けた取り組みを実施した会員事業所に対し、エコドライブ推進事業所である認定を行うことにより、更なるエコドライブの普及、推進を図り、もって環境保全、安全性の向上に資することを目的に実施している事業です。

エコドライブ推進事業所認定事業

61 事業所を認定！ (新規12、更新49) (合計86事業所)

加賀市

宇谷運輸(株) 本店営業所
丸運トラック(株) 本社営業所

小松市

上田運輸(株) 本社営業所
海老運送(有) 本社営業所
大信建運(株) 本社営業所
(有)月津運送 本社営業所
吉村運送(株) 本社営業所

能美市

NEW!! 折戸運送(有) 本社営業所
(株)クリエイイト吉美 本社営業所
大協運送(株) 本社営業所
斎藤運輸倉庫(株) 本社営業所
司北陸(株) 石川能美営業所
富山県トラック(株) 石川営業所
(株)日本海開発 本社営業所
(有)能登物流 本社営業所
吉美商事(株) 本社営業所

能美郡

タケシタ運送(株) 本社営業所
NEW!! (株)日章 本社営業所
(有)裕進運輸 金沢営業所

白山市

(株)アクティー 白山第2SCM
(株)石美屋 本社営業所
大高運輸(株) 北陸営業所
(株)関西丸和ロジスティクス 個配石川営業所
北日本運輸(株) 本社営業所
NEW!! 国勝運送(株) 白山営業所
黒瀬運送(株) 本社営業所
(有)ケイ・ケイ・エム 本社営業所
是則北陸運輸(株) 金沢営業所

NEW!! 大和物流(株)
(株)タツタ流通産業
NEW!! 中越テック(株)
千代田運輸(株)
(有)ヒヨリ運輸
みなと梱包運送(株)
北陸大池運送(株)
(株)ヤマトインテグレート

金沢市

(株)アースメイク 本社営業所
安房運輸(株) 金沢営業所
(有)エス・ティ物流 本社営業所
(株)大崎 金沢営業所
大西運輸(株) 本社営業所
オオニシ機工(株) 本社営業所
大森建設運輸(株) 本社営業所
NEW!! (株)梶運送 金沢営業所
北川運輸(株) 本社営業所
(株)シキケミカル 本社営業所
NEW!! (株)シンコー運輸 本社営業所
高田産業(株) 港営業所
(株)谷井運輸倉庫 本社営業所
(株)ツカサ 本社営業所
(株)トヨタレンタリース石川 本社営業所
NEW!! (株)トリビュート 本社営業所
中居建設(株) 本社営業所
中作運輸(株) 本社営業所
西川輸送(株) 本社営業所
日栄運送(株) 本社営業所
(株)浜庄運輸 本社営業所
(株)北都高速運輸倉庫金沢 金沢営業所
北陸貨物運輸(株) 泉本町営業所
(株)北陸環境サービス 本社営業所

金沢支店
本社営業所
石川営業所
金沢営業所
本社営業所
本社営業所
本社営業所
石川営業所

北陸ダイセキ(株) 本社営業所
北陸名鉄運輸(株) 金沢支店
北陸名鉄運輸(株) 金沢営業所
星崎運輸(株) 金沢支店
三福運輸(株) 金沢営業所
明祥物流(株) 本社営業所
NEW!! (株)ライフアトラス 金沢支店
NEW!! ラニィ福井貨物(株) 金沢支店

河北郡

(株)榛南ツバタ 本社営業所
(株)メンテナンス・コシバ 北陸営業所

かほく市

(株)エコマスク 本社営業所
(株)梶運送 本社営業所
(株)久保建材工業 本社営業所
(有)北陸建運 本社営業所

羽咋郡

(株)宏栄商会 本社営業所
(株)戸坂運送店 本社営業所

羽咋市

長良通運(株) 北陸営業所
西村運送(有) 本社営業所
NEW!! 能登部運送(株) 本社営業所
(有)初谷運送店 本社営業所

鹿島郡

是則北陸運輸(株) 良川営業所
日生運輸(株) 本店営業所
水口運送(株) 本社営業所

珠洲市

(有)丸後運輸 本社営業所
NEW!! 三杉運送(株) 本社営業所

詳しくは当協会のホームページをご覧ください。

<https://www.ishitokyo.or.jp/eco.php> TOP> 環境対策

ご案内

**令和7年度 北陸信越運輸局及び石川運輸支局
功労者表彰並びに運行管理者表彰**

標記表彰について、同封の表彰案内をご確認うえ、ご推薦くださいますようご案内申し上げます。

1. 北陸信越運輸局功労者表彰**（資格要件／運転者）**

- （1）石川運輸支局功労者表彰受賞者。
- （2）運転者として20年以上精励し、勤務成績が優秀であって他の模範となる者。
- （3）3年以上無事故・無違反の者。
- （4）当該業務に従事している期間、第一当事者となる事故が全く無い者。
- （5）満50歳以上。

（資格要件／その他従事者）

- （1）石川運輸支局功労者表彰受賞者。
- （2）当該業務に25年以上精励し、勤務成績が優秀であって他の模範となる者。
- （3）3年以上無事故・無違反の者。
- （4）満50歳以上。

2. 石川運輸支局功労者表彰**（資格要件／運転者）**

- （1）運転者として15年以上精励し、勤務成績が優秀であって他の模範となる者。
- （2）3年以上無事故・無違反の者。
- （3）当該業務に従事している期間、第一当事者となる事故が全く無い者。
- （4）満48歳以上。

（資格要件／その他従事者）

- （1）当該業務に20年以上精励し、勤務成績が優秀であって他の模範となる者。
- （2）3年以上無事故・無違反の者。
- （3）満48歳以上。

3. 自動車運送事業の運行管理者表彰（北陸信越運輸局・石川運輸支局）**（資格要件）**

自動車運送事業の運行管理者として選任され、10年以上業務に従事し、現に運行管理業務を行っており、以下の（1）～（4）全てに該当する者。

- （1）運行管理業務に関する効果的な業務手法の考案又は改善を行う等の功績を有する者。
- （2）運行管理者の業務を十分に理解し、適確に実施していること。
- （3）勤務状態が優良であること。
- （4）5年以上の期間について、輸送の安全確保に努めたと認められる者。

※石川運輸支局運行管理者表彰後5年以上の者は北陸信越運輸局の同表彰対象

推薦期限

令和7年5月2日（金）まで

提出書類

当協会ホームページからダウンロード出来ます。
また、郵送を希望される方は、下記までお問合せください。

お問合せ （一社）石川県トラック協会総務課 TEL 076-239-2511

ご案内

第46回トラックドライバーコンテスト石川県大会

1. 日 時 令和7年6月14日（土） 9：00～
2. 場 所 石川県運転免許センター（金沢市東蚊爪2-1）
3. 部 門 ①4トン部門 ②11トン部門 ③トレーラ部門
4. 競技種目 ①学科 ②実科（運転技能、整備点検）
5. 申込方法 5月上旬に別途ご案内します。

ご案内

令和7年度省エネ走行研修

1. 日 時 令和7年5月23日（金）～24日（土）

5月23（金）	13：20【集合】 13：30【出発】	石川県トラック会館を出発（貸切バス） 研修施設内で宿泊
5月24（土）	8：45～15：00	研修
	19：20【到着】	石川県トラック会館に到着、解散

2. 場 所 （一社）愛知県トラック協会 中部トラック総合研修センター
（愛知県みよし市福谷町西ノ洞21-127）
3. 対 象 者 指導的立場にあり、省エネ走行を実践・指導する方
4. 定 員 20名（定員に達し次第締切） ※1会員1名
5. 申込方法 同封の申込書により、4月25日（金）までにFAXにてお申込みください。
6. そ の 他 安全性評価事業（Gマーク）の加点対象となる研修です。

お問合せ （一社）石川県トラック協会 TEL 076-239-2511

ご案内

事業報告書・事業実績報告書の提出

お忘れなく！

標記報告書は、法令により貨物運送事業者に提出が義務付けられているものですので、必ず下記の期日までにご提出ください。

1. 提出日及び提出部数

報告書の種類	提出日	提出部数
事業報告書	令和6年度の決算後100日以内	4部
事業実績報告書	令和7年7月10日まで（令和6年4月1日～令和7年3月31日）	5部

※上記提出部数は、貴社控えを含んだ部数となります。

※トラック協会ホームページ（様式集）からもダウンロードできます。



2. 提出先

- (1) 石川県トラック協会 (〒920-0226 金沢市栗崎町4-84-10)
(2) 石川運輸支局輸送・監査部門 (〒920-8216 金沢市直江東1-1)

※運輸支局へ郵送にて提出する際は、返信用封筒の同封が必要となります。

ご案内

会員名簿の作成に係る掲載内容の確認

当協会では、「令和7年度会員名簿」の作成にあたり、掲載内容の確認を行います。
別途送付する案内をご確認いただき、期日までに提出してください。

必ず提出ください

令和7年4月吉日

アサギ和光寺 御 座
一般教団法人 石川県フナツ協会

会員の皆様から募る境内・境内外の範囲について

境内 境内下りまでご提供のこととお慶び申し上げます。
 ・お墓は、当協会の墓園並みに境内のご提供となります。境内より外へ申し上げます。
 さて、本年度の会員の皆様からのご提供について、「境内・境内外ご提供の範囲」の表にて
 ご返願くださいますようお願いいたします。

境内
 境内外

1. 会員の皆様から募る 界 限

地区	境内	境内外	計	延 年	新 築	計 画

2. 焼却処理 令和7年4月18日（金）焼却済

3. 注意事項

① 会員の皆様へお集まりの場において、4月1日現在の石川県選挙区統一
選挙区別ご提供の範囲を必ずご確認下さい。

② 境内外、境内外下りのご提供は、変更が可能な内容となっております。
 書き添えさせていただきますのでご確認下さい。

③ 境内外、境内外下りのご提供は、変更が可能な内容となっております。
 書き添えさせていただきますのでご確認下さい。

4. お問い合わせ 協会の事務局（TEL：076-239-2811）

FAX 076-239-2827

上記の「会員の皆様から募る境内・境内外の範囲について」

□ あり / □ なし

※ 令和7年の選挙区別「統一選挙区別ご提供の範囲」を必ずご確認ください。

令和7年 月 日

（ご署名）

提出期日

令和7年4月18日（金）厳守

※案内は会費請求書に同封してお送りします。

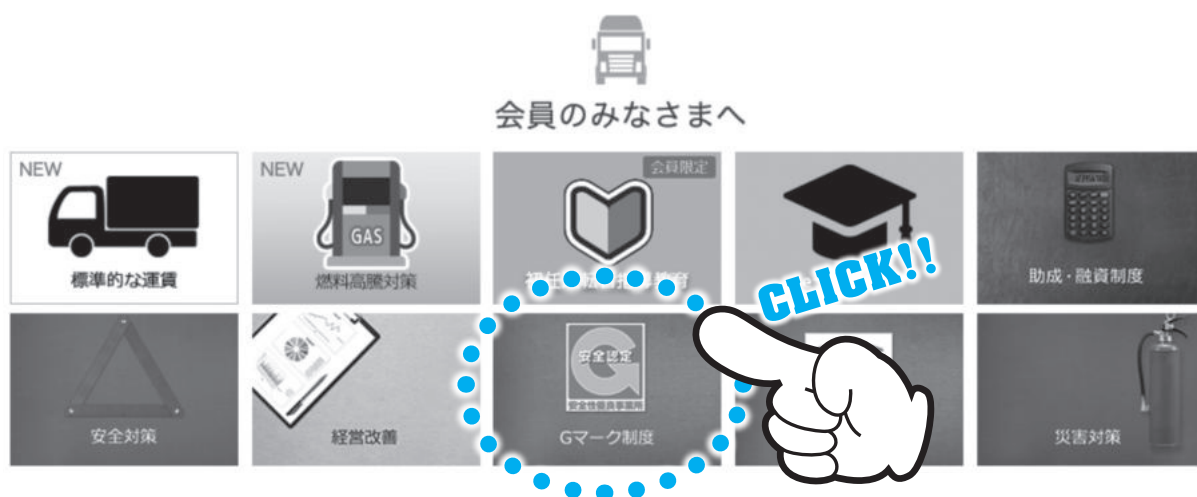
※霊柩事業者におかれましては、既にご案内しております。

お問合せ (一社) 石川県トラック協会 TEL 076-239-2511

ご案内

2025年度安全性評価事業（Gマーク）申請に係る説明会

1. 日 時 令和7年5月9日（金）13：30～15：00
2. 場 所 石川県トラック会館（金沢市粟崎町4-84-10）
※オンライン（ZOOM、上限100名）での視聴も可能です。
3. 対 象 認定取得を希望する事業者及び更新事業者
4. 申込方法 右記の二次元コードまたは下記のURLよりお申し込みください。
<https://forms.office.com/r/WEiF98ByQr>
5. そ の 他 5月中旬（予定）より、申請書作成システムがご利用できます。
協会ホームページより、申請手続きについての解説動画（YouTube）が視聴できますので、ご覧ください。（5月19日に公開予定）



Gマーク申請に係る相談所を開設します

石ト協では、会員の皆様の円滑な申請に向けて、「G マーク申請に係る相談所」を下記の期間開設しますので、ぜひご利用ください。

1. 期 間 令和7年5月12日（月）～6月27日（金）
①10：00～ ②13：00～ ③15：00～
2. 場 所 石川県トラック会館（金沢市粟崎町4-84-10）
3. 申込方法 当協会適正化事業課まで、電話にてお申し込みください。



お問合せ （一社）石川県トラック協会 適正化事業課 TEL 076-239-2285



石川支部

7日

第55回運営委員会

石川支部（久安常信支部長）は、会議を開催し、本年度の事業報告を行ったほか、次年度の事業計画などについて協議しました。（グランドホテル白山）



労働委員会

10、25日

企業合同説明会

労働委員会（新出勝支部長）は、人材確保対策の一環として、石川労働局の協力のもと、企業合同説明会を開催し、会員事業者が運送業への就職希望者と個別面談を行いました。（ハローワーク金沢、ハローワーク七尾）



石ト協

10日

消防訓練

石ト協は、消防訓練を行い、警報盤の操作手順、消火器を用いた消火方法など、火災発生時の初動対応について確認しました。（石川県トラック会館）

News Calendar

3月の
おもなNEWS

MARCH 2025



石ト協

5日

第92回正副会長会・第92回総務委員会合同会議

石川県トラック協会は、会議を開催し、理事会上程議案などについて協議しました。（石川県トラック会館）



陸災防

5日

第62回役員会

陸災防石川県支部（小林 篤弘支部長）は、会議を開催し、次年度の事業計画などについて協議しました。（石川県トラック会館）



金沢第三支部

25日 第38回運営委員会

金沢第三支部（吉田修一支部長）は、会議を開催し、本年度の事業報告を行ったほか、次年度の事業計画などについて協議しました。（石川県トラック会館）



金沢第二支部

13日 第40回運営委員会

金沢第二支部（操川一郎支部長）は、会議を開催し、本年度の事業報告を行ったほか、次年度の事業計画などについて協議しました。（石川県トラック会館）



能登支部

26日 第34回運営委員会

能登支部（小林茂成支部長）は、会議を開催し、本年度の事業報告を行ったほか、次年度の事業計画などについて協議しました。（浜夕）



適正化実施機関

18日 石川運輸支局との月例会議

適正化実施機関（久安常信本部長）は、石川運輸支局と月例会議を開催し、巡回指導結果や最近の監査状況などについて情報交換を行いました。（石川県トラック会館）



加南支部

27日 第49回運営委員

加南支部（小前田彰支部長）は、会議を開催し、本年度の事業報告を行ったほか、次年度の事業計画などについて協議しました。（小松市民センター）



金沢第一支部

19日 第44回運営委員会

金沢第一支部（山田秀一支部長）は、会議を開催し、本年度の事業報告を行ったほか、次年度の事業計画などについて協議しました。（菊よし）

令和7年

～交通マナーアップいしかわ～

春の全国交通安全運動

期間 4月6日(日)～4月15日(火)

4月10日(木)は「交通事故死ゼロを目指す日」

運動の重点

- ◆こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践
- ◆歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進
- ◆自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

令和六年度交通安全ポスターコンクール 小学校低学年の部 最優秀賞
津幡町立条南小学校一年(入賞当時) 池島 希衣さんの作品



自転車保険加入義務

万が一の事故に備えて
必ず保険に入りましょう。

- ヘルメットをかぶりましょう
- 点検整備を行いましょう
- 交通ルールを守りましょう



石川県自転車条例HP

石川県・石川県交通安全推進協議会

お問い合わせ／石川県生活環境部生活安全課 (電話076-225-1387)



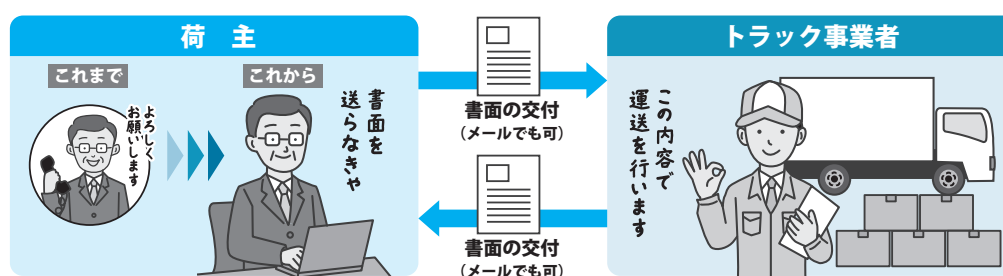
運送契約を書面化しよう

改正貨物自動車運送事業法 (令和7年4月1日施行)

運送契約締結時の書面交付義務化



運送契約の範囲や運賃・料金の明確化を図るため、運送契約締結時に、運送サービス(附帯業務等も含む)の内容やその対価等について記載した**書面の交付が義務付け**られます。



※書面交付は、**荷主・トラック事業者双方に**義務付けられます。

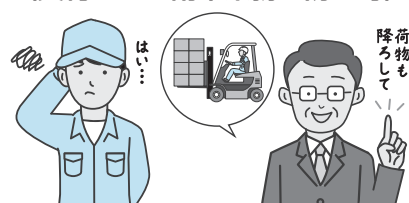
※トラック事業者が利用運送を行う場合も書面交付が必要です。(裏面を参照)

書面化によるトラック事業者のメリット

適正な運賃・料金の收受



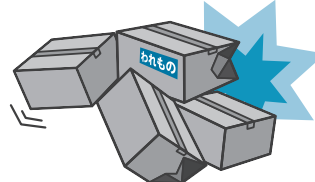
現場でのトラブルの回避 (契約にない附帯業務の防止等)



過労運転等の コンプライアンス違反の防止



事故等が起こった場合の 契約内容の確認



※貨物自動車運送事業法の改正は、令和6年4月に成立した「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」により行われるもので、令和7年4月1日より施行されます。

※改正内容の詳細は、国土交通省 HP において公表している「改正貨物自動車運送事業法 Q & A」等をご確認ください。



国土交通省



公益社団法人
全日本トラック協会

● 書面交付には、「法第12条」に基づくものと「法第24条」に基づくものがあります。

- ・真荷主とトラック事業者が運送契約を締結するときは、相互の書面交付（第12条）
- ・トラック事業者等が利用運送を行うときは、委託先への書面交付（第24条）



※真荷主とは「自らの事業に関してトラック事業者との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であって、トラック事業者以外のもの」を指します。

※元請トラック事業者に運送を委託する貨物利用運送事業者も、真荷主に該当します。

※下請構造の中にいる貨物利用運送事業者は、委託先への書面交付（第24条）が必要です。

● 交付書面には、以下の事項を記載します。

- ①運送役務の内容・対価
- ②運送契約に荷役作業・附帯業務等が含まれる場合には、その内容・対価
- ③その他特別に生ずる費用に係る料金（例：高速道路利用料、燃料サーチャージ等）
- ④契約の当事者の氏名・名称及び住所
- ⑤運賃・料金の支払方法
- ⑥書面を交付した年月日

個々の運送ごとに契約の範囲や料金を明確にしましょう！



● 書面の交付は、メール等でも可能です。

- ・書面の交付は、メール等の電磁的方法により行うことも可能です。

ただし、電磁的方法により行うことを契約の相手方が承諾している場合に限りです。

● 交付した書面は、その写しを1年間保存しなければなりません。

詳細は、国土交通省ホームページにおいて公表している「改正貨物自動車運送事業法Q & A」をご参照ください。



○メール本文に法定事項を記載して送達する場合の記載例（※赤字は法定事項）

真荷主→トラック事業者 メール送信	トラック事業者→真荷主 メール送信
差出人: *****@***.co.jp 送信日時: 2025年4月1日火曜日 10:57 宛先: *****@***.co.jp 件名: 【運送依頼】冷凍食品1トン輸送のため 冷凍車1両 ○○食品舗 □○運輸 御中 下記のとおりお願いいたします。 車種等: 冷凍車1両、貸切距離制 品名: 冷凍食品1トン (10パレット) 積込: 4/5 12時 (○○食品 A工場) 取卸: 4/5 15時 (△△商店) 積込作業の委託: 有、30分程度 取卸作業の委託: 有、30分程度 附帯業務の内容: 15時30分~16時30分、倉庫内における 検品・梱入れ作業 運送保険加入の委託: 無 運賃 50,000円 有料道路利用料 (税込) 4,000円 燃料サーチャージ 2,000円 積込料及び取卸料 5,000円 附帯業務料: 3,000円 消費税 6,000円 合計: 70,000円 支払方法: R7.4.4 銀行振込 ○〇食品舗 ○〇課 国土 花子 〒***** 都本県〇〇市〇〇1-1-1 TEL: 028-111-**** / FAX: 028-222-**** E-MAIL: *****@***.co.jp	差出人: *****@***.co.jp 送信日時: 2025年4月1日火曜日 13:25 宛先: *****@***.co.jp 件名: RE: 【運送依頼】冷凍食品1トン輸送のため 冷凍車1両 ○○食品舗 ○○食品舗 国土さま メールにて依頼がありました下記の件了解しました。(※) 〒***** 都本県〇〇市〇〇2-2-2 TEL: 028-333-xxxx / Fax: 028-444-xxxx -----Original Message----- 差出人: *****@***.co.jp 送信日時: 2025年4月1日火曜日 10:57 宛先: *****@***.co.jp 件名: 【運送依頼】冷凍食品1トン輸送のため 冷凍車1両 ○○食品舗 □○運輸 御中 下記のとおりお願いいたします。 車種等: 冷凍車1両、貸切距離制 品名: 冷凍食品1トン (10パレット) 積込: 4/5 12時 (○○食品 A工場) 取卸: 4/5 15時 (△△商店) 積込作業の委託: 有、30分程度 取卸作業の委託: 有、30分程度 附帯業務の内容: 15時30分~16時30分、倉庫内における 検品・梱入れ作業 運送保険加入の委託: 無 運賃 50,000円 有料道路利用料 (税込) 4,000円 燃料サーチャージ 2,000円 積込料及び取卸料 5,000円 附帯業務料: 3,000円 消費税 6,000円 合計: 70,000円 支払方法: R7.4.4 銀行振込 ○〇食品舗 ○〇課 国土 花子 〒***** 都本県〇〇市〇〇1-1-1 TEL: 028-111-**** / FAX: 028-222-**** E-MAIL: *****@***.co.jp

(※) トラック事業者から真荷主に対してメールを送信するときは、記載例のように、真荷主から受信したメールを引用する形で「依頼を引き受ける旨」を記載すれば、返信メールの本文に改めて法定事項を記載し直す必要はない。

改正貨物自動車運送事業法 (令和7年4月1日施行)



委託先への発注を適正化しよう

委託先への発注適正化(健全化措置) 運送利用管理規程の作成・ 運送利用管理者の選任義務化

運送利用管理規程を作成しよう
運送利用管理者を選任しよう

利用運送を行うときに委託先への発注適正化(健全化措置)について努力義務が課されるとともに、一定規模以上の事業者については、健全化措置に関する管理規程の作成、管理者の選任が義務付けられます。

健全化措置のイメージ例

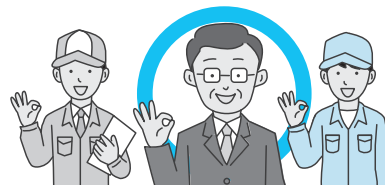


健全化措置によるトラック事業者のメリット

実運送事業者が収受する運賃・料金の適正化につながる



実運送体制管理簿による下請構造の可視化とあいまって、多重下請構造の是正にむけた取組につながる



※貨物自動車運送事業法の改正は、令和6年4月に成立した「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」により行われるもので、令和7年4月1日より施行されます。

※改正内容の詳細は、国土交通省 HP において公表している「改正貨物自動車運送事業法 Q&A」等をご確認ください。

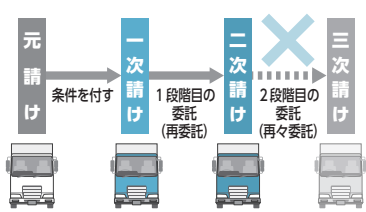


国土交通省

公益社団法人
全日本トラック協会

健全化措置の努力義務について

- 利用運送を行う際には、以下の健全化措置を講じる努力義務が課されます。

1 利用する運送に要する費用の概算額を把握した上で、その概算額を勘案して利用の申込みをすること。 	2 「荷主が提示する運賃・料金<①の概算額>である場合、当該荷主に対し、運賃・料金について交渉をしたい旨を申し出ること。 	3 委託先のトラック事業者が更に利用運送を行う場合に関し、例えば「二以上の段階にわたる委託の制限（再々委託の制限）」等の条件を付すこと。 
---	---	--

運送利用管理規程の作成・ 運送利用管理者の選任義務について

- 一定規模以上（前年度の利用運送量が100万トン以上※）のトラック事業者には、以下の義務が課されます。

- ① 運送利用管理規程を作成し、国土交通大臣に届け出る義務
- ② 運送利用管理者を選任し、国土交通大臣に届け出る義務

※毎年提出している事業実績報告書の「輸送トン数（利用運送）・全国計」の欄で判断します。

運送利用管理規程の 必要項目	運送利用管理者の職務	届出期限
① 健全化措置を実施するための事業の運営の方針に関する事項 ② 健全化措置の内容に関する事項 ③ 健全化措置の管理体制に関する事項 ④ 運送利用管理者の選任に関する事項	① 健全化措置を実施するための事業の運営の方針を決定すること。 ② 健全化措置の実施及びその管理の体制を整備すること。 ③ 実運送体制管理簿を作成する場合には、当該実運送体制管理簿の作成事務を監督すること。 ※運送利用管理者は、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者（役員等）から1人選任します。	利用運送量が100万トン以上となった年度の翌年度の7月10日まで※に届出をする必要があります。 ※令和6年度に100万トン以上となった場合は、令和7年7月10日が届出期限となります。

詳細は、国土交通省ホームページにおいて公表している「改正貨物自動車運送事業法 Q & A」をご参照ください。





改正貨物自動車運送事業法 (令和7年4月1日施行)

実運送体制管理簿の作成・ 情報通知の義務化



多重下請構造の可視化を図るため、**元請事業者に対し**、実運送事業者の名称や請負階層等を記載した**実運送体制管理簿の作成が義務付け**られます。

実運送体制管理簿の作成義務

実運送体制管理簿の作成が、元請トラック事業者に義務付けられます。

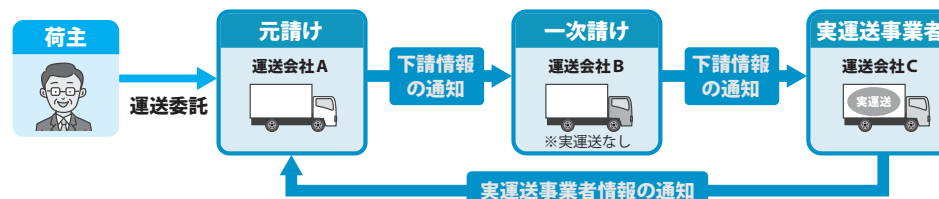
- ・元請事業者は、真荷主から引き受けた貨物の運送について利用運送を行ったときは、貨物の運送ごとに実運送体制管理簿を作成する必要があります。
- ・引き受けた貨物をすべて自社で実運送する場合は作成不要です。



情報通知の義務

実運送体制管理簿の作成対象となる貨物の運送について、以下の義務が課されます。

- ・利用運送を行う事業者は、委託先の事業者へ「下請情報」の通知を行う義務
- ・実運送事業者は、元請事業者へ「実運送事業者情報」の通知を行う義務



実運送体制管理簿作成によるトラック事業者のメリット

元請事業者は、真荷主
に対して確実な輸送実
績等を説明できる



実運送事業者が収受する
運賃・料金の適正化につ
ながる



多重下請構造の実態が明ら
かになり、その是正に向けた
取組につながる



※貨物自動車運送事業法の改正は、令和6年4月に成立した「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」により行われるもので、令和7年4月1日より施行されます。
※改正内容の詳細は、国土交通省 HP において公表している「改正貨物自動車運送事業法 Q & A」等をご確認ください。



国土交通省



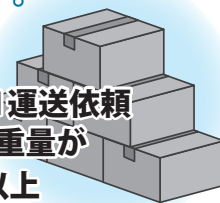
公益社団法人
全日本トラック協会

実運送体制管理簿の作成義務について

● 実運送体制管理簿の作成の対象は、1.5トン以上の貨物です。

- ・対象となる貨物の重量は、**1.5トン以上**です。
- ・実運送する際の重量ではなく、真荷主から運送を引き受ける際の貨物の重量で判断します。

1 荷主の1 運送依頼あたりの重量が1.5トン以上



● 実運送体制管理簿には、以下の事項を記載します。

- ① 実運送の商号又は名称
- ② 実運送事業者が実運送を行う貨物の内容及び区間
- ③ 実運送事業者の請負階層（一次請け、二次請け等）

実運送体制管理簿のイメージ

赤枠：必須の記載事項

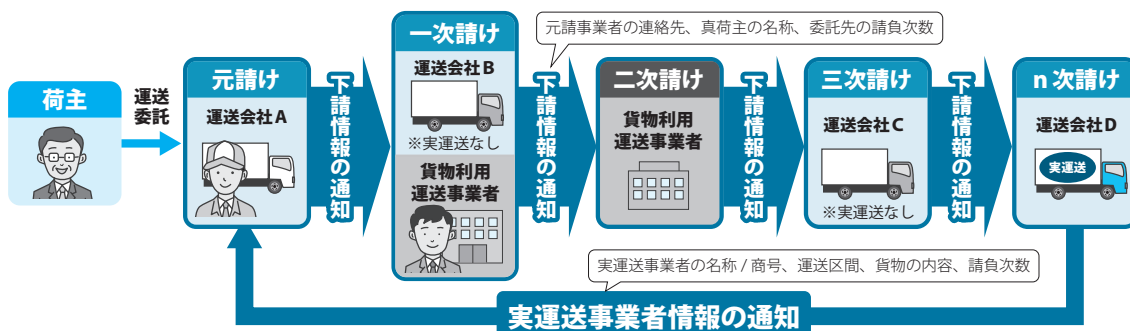
実運送体制管理簿（機械メーカー丙社）							
実運送体制管理簿（製紙メーカー乙社）							
実運送体制管理簿（食料品メーカー甲社）							
積込日	運送区間	貨物の内容	実運送事業者の商号又は名称	請負階層	車番	ドライバー名	...
2/1(木)	××工場～○○工場	食品機械	A運輸	1次請け	11-11	○○	
2/1(木)	○○工場～Z営業所	冷凍食品	X運輸	元請け	22-22	○○	
2/1(木)	Z営業所～小売店A	冷凍食品	C運輸	2次請け	33-33	○○	
2/2(金)	××工場～倉庫ウ	飲料	D運輸	1次請け	44-44	○○	
2/2(金)	××工場～倉庫ウ	飲料	E運輸	2次請け	55-55	○○	
2/2(金)	××工場～倉庫ウ	飲料	G運輸	3次請け	66-66	○○	
...	...	...	...	...	...	...	...

既存の配車表を活用するなど、事業者の取り組みやすい形で作成可能。電磁的記録での作成も可。

- 真荷主は元請事業者に対し、実運送体制管理簿の閲覧請求ができます。
- 下請構造が固定化している場合には、運送ごとに作成する必要はありません。
- 実運送体制管理簿は、運送を完了した日から1年間保存しなければなりません。

情報通知の義務について

実運送体制管理簿の作成に必要な「実運送事業者の情報」を元請事業者が把握できるようにするため、所要の情報を通知する義務が各事業者に課されます。情報通知の流れは、以下の図を参考にしてください。



- 元請事業者は、その運送が実運送体制管理簿の作成対象である場合は、運送委託を行う際に、当該運送が実運送体制管理簿の作成対象である旨を確実に委託先へ伝達するようにしてください。

詳細は、国土交通省ホームページにおいて公表している「改正貨物自動車運送事業法 Q & A」をご参照ください。



令和7年4月1日から、全車両が記載対象になります 荷待時間や荷役作業・附帯業務の 「業務記録」への記録義務の対象が、全車両に拡大

トラックドライバーの長時間労働の是正と適正取引構築のために

積み込み

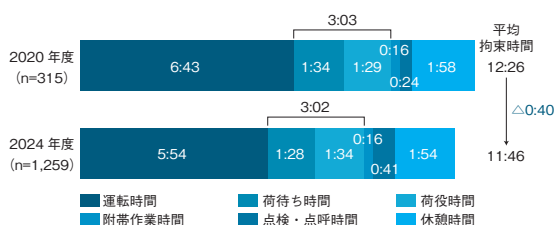
取卸し

荷造り・仕分・
棚入れ等

荷待ち



◎トラックドライバーの1運行当たりの平均拘束時間とその内訳



出典：国土交通省「第17回トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会 資料」

国土交通省では、「貨物自動車運送事業輸送安全規則」を改正（令和6年10月1日公布、令和7年4月1日施行）し、業務記録における荷待時間・荷役作業等の記録義務の対象となる車両について、従来は「車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上の車両」とされていたものを、「全車両」へと拡大しました。

《改正の目的》

①改正貨物自動車運送事業法（令和6年5月公布）により契約の適正化を図ることとされていますが、貨物自動車運送事業者は自身の荷待時間・荷役時間を記録することで、待機時間料や積み込み・取卸料などを荷主から適正に収受する根拠とすることができます。

②改正流通業務総合効率化法（令和6年5月公布）により、荷主に荷待・荷役時間の短縮の努力義務を課すこととなります。荷待・荷役時間を把握できない荷主については、貨物自動車運送事業者の確認を取ることも想定されますので、貨物自動車運送事業者においても自身の荷待・荷役時間を把握しておく必要があります。

なお、記載については従来と同様（裏面：記載例）に、荷主との契約書に、実施した荷役作業等が全て明記されている場合は、荷役作業等に要した時間の合計が1時間以上となった場合が対象となり、また記録内容について荷主が確認したか、あるいは荷主の確認が得られなかったかについても記録対象となります。

荷待時間についても、従来と同様に、荷主都合により30分以上待機した時は記録対象となります。

ムダな荷待時間を減らすとともに、荷役作業等の負担を軽減し、トラックドライバーの労働環境を改善するためにも、記録対象となる荷待時間・荷役作業等が発生した場合は、必ず「業務記録」に記載し、最低1年間は保存してください。



国土交通省



公益社団法人

全日本トラック協会

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

新規会員のご紹介

(株)首都圏物流 金沢センター

代表者名：駒形 友章

本社所在地：東京都板橋区板橋2-65-8 MSビル5階

営業所代表者名：山崎 敦史

〒924-0038 白山市下柏野306-1

TEL：076-225-5675

FAX：076-225-5685

車両台数：13台

支部：石川支部

EVENT CALENDAR 4月の行事予定

1日(火)	石ト協辞令交付式（石川県トラック会館） 物流ニッポン新聞社トラック大賞授与（石川県トラック会館）
4日(金)	春の全国交通安全運動知事メッセージ伝達式（石川県庁） 春の全国交通安全運動街頭キャンペーン（香林坊アトリオ）
5日(土)	集団健診（石川県トラック会館） フォークリフト運転技能講習（石川県トラック会館） ※（Aコース）6日、12日、13日（Bコース）9日、10日、11日
6日(日)	春の全国交通安全運動 ※～15日
8日(火)	高速安協ハイウェイ・セーフティレディ委嘱式（徳光PA） 高速安協交通安全キャンペーン（徳光PA）
9日(水)	石川県監査（石川県トラック会館）
10日(木)	「交通事故死ゼロを目指す日」 全国専務理事会議（東京都）
11日(金)	貨物自動車運送事業安全性評価事業に係る事前説明会（東京都）
14日(月)	石川運輸支局・適正化実施機関定例会議（石川運輸支局） 石川支部第56回運営委員会（グランドホテル白山）
15日(火)	陸災防役員会（ホテル日航金沢）
18日(金)	二水会（石川県自動車会館）
21日(月)	石川支部第19回全体会議（グランドホテル白山）
23日(水)	奥能登支部第20回全体会議（能登うしつ荘）
24日(木)	金沢第二支部第19回全体会議（テルメ金沢）

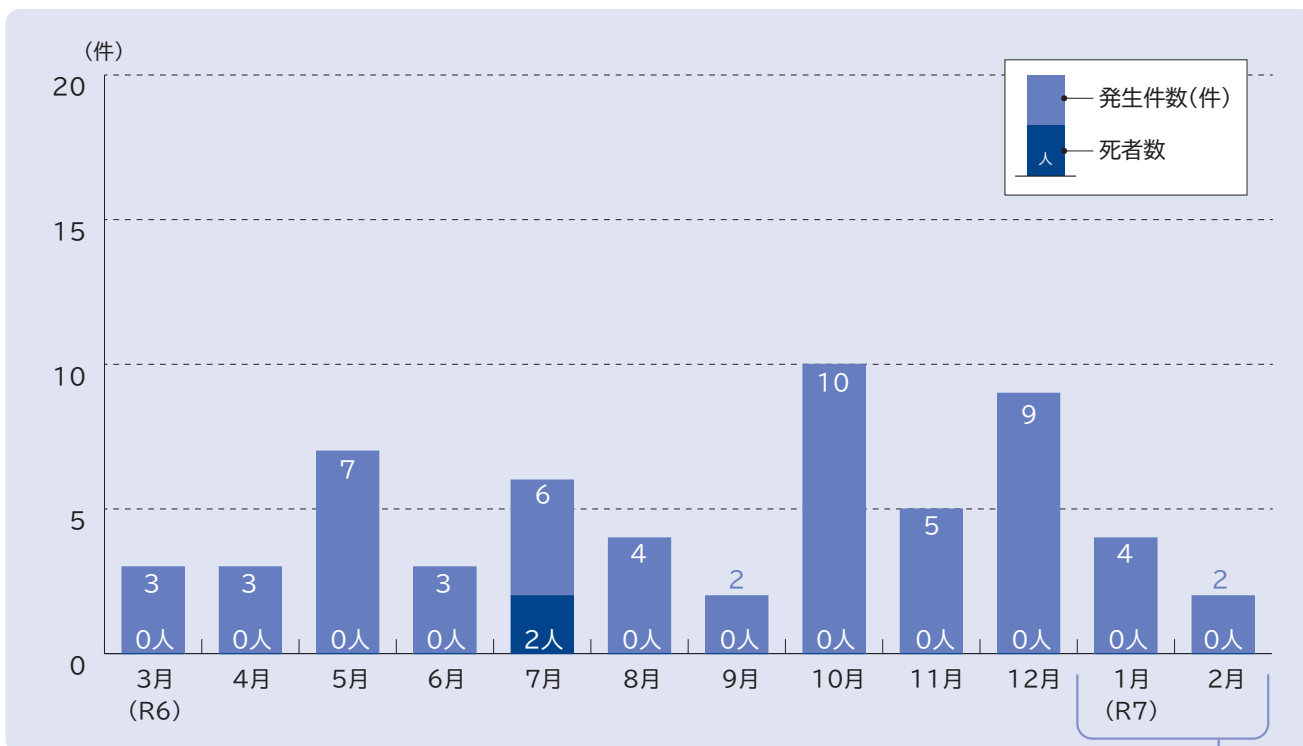
会員名簿の変更

項	行	事業者名	変更項目	変更内容
34	12	ヤマトホームコンビニエンス(株)	名称	アートセティングデリバリー(株)
37	20	大阪北陸急配(株)	営業所代表者	浅田 裕司
39	21	飛騨運輸(株)	営業所代表者	谷口 祐治



交通事故情報

石川県内 事業用貨物車の交通事故発生状況（第1当事者）



内訳 令和6年事故類型別発生状況（1～2月）

	人対車両	車両相互							車両 単独	列車	計
		正面衝突	追突	出会い頭	追越・追抜	すれ違い時	右・左折時	その他			
件数	2(+2)	0(±0)	1(-1)	0(-1)	0(±0)	0(±0)	1(+1)	2(±0)	0(±0)	0(±0)	6(+1)
死者	0(±0)	0(±0)	0(±0)	0(±0)	0(±0)	0(±0)	0(±0)	0(±0)	0(±0)	0(±0)	0(±0)

※ () 内は昨年比

(提供/石川県警)

(参考)

石川県内全車種（乗用車含む） 令和7年交通事故発生状況 1～2月（増減）

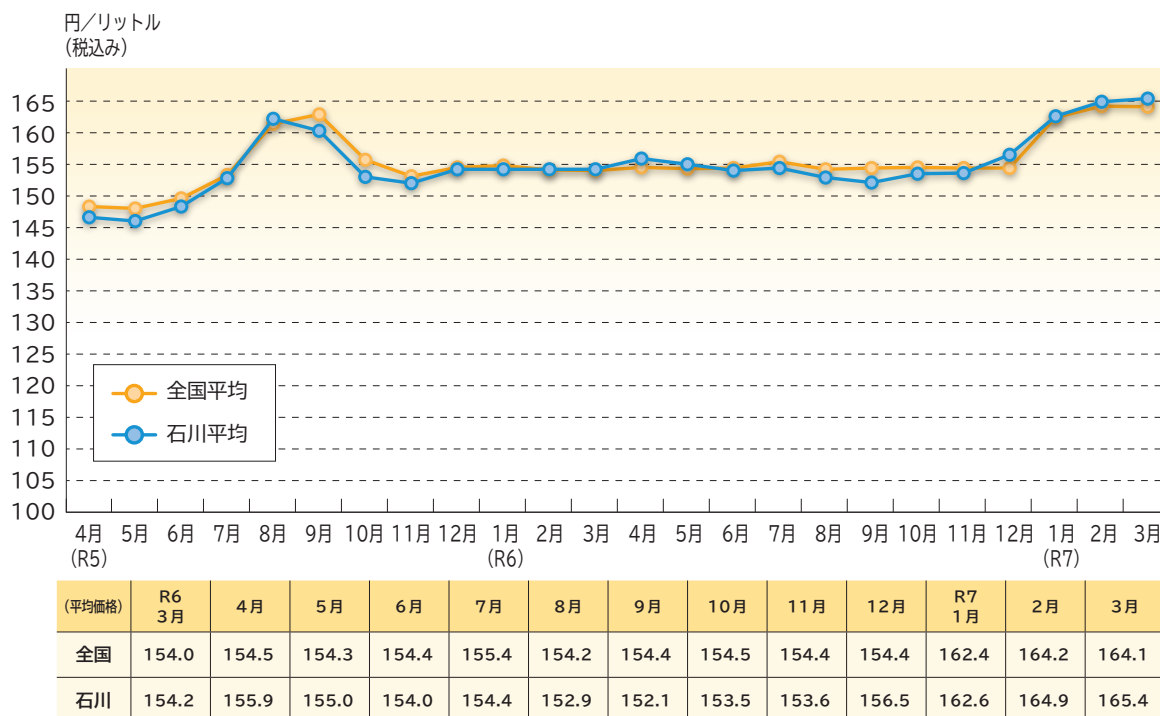
発生件数	死者数（人）
258(-7)	0(-4)



軽油価格情報

軽油小売価格推移表

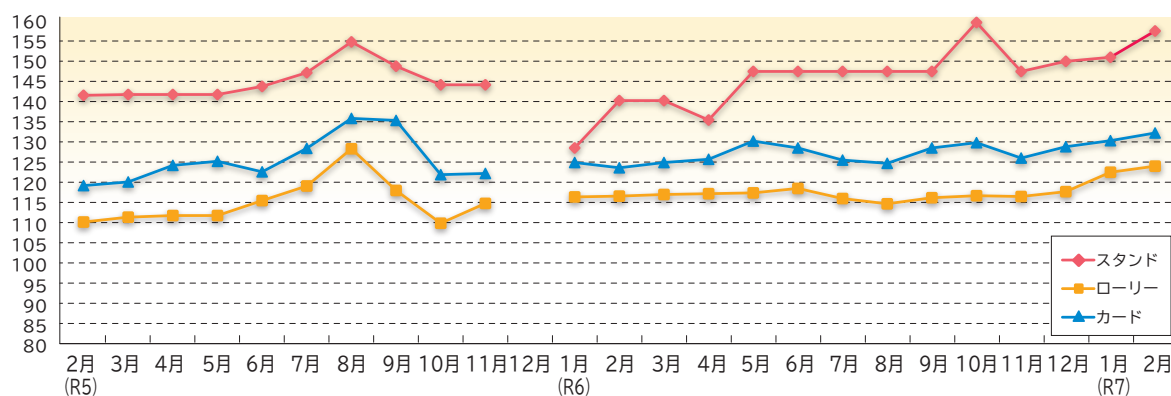
経済産業省調べ “給油所軽油小売価格”



石ト協 軽油価格等実態調査結果報告

●調査方法…県内30事業者へのアンケート調査

(地域：石川県内)



(消費税抜き)

(平均価格)	R6 2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R7 1月	2月
スタンド	139.7	139.7	134.9	146.9	146.9	146.9	146.9	146.9	159.0	146.9	149.4	150.4	156.9
ローリー	116.1	116.5	116.7	116.9	118.0	115.5	114.2	115.7	116.2	116.0	117.2	122.0	123.5
カード	123.1	124.4	125.2	129.7	128.0	125.0	124.2	128.0	129.3	125.5	128.3	129.8	131.7
値上げ 要請額	0 (5社)	0.3 (5社)	3.1 (5社)	0 (8社)	0.6 (6社)	0.2 (5社)	0.9 (9社)	1.1 (5社)	1.4 (3社)	3.9 (5社)	0 (4社)	4.9 (7社)	1.4 (7社)

※値上げ要請額は、要請があった事業者の平均額。() 内は、要請のあった事業者数。

※令和5年12月分の軽油価格調査は「令和6年能登半島地震」の影響等により実施できず。

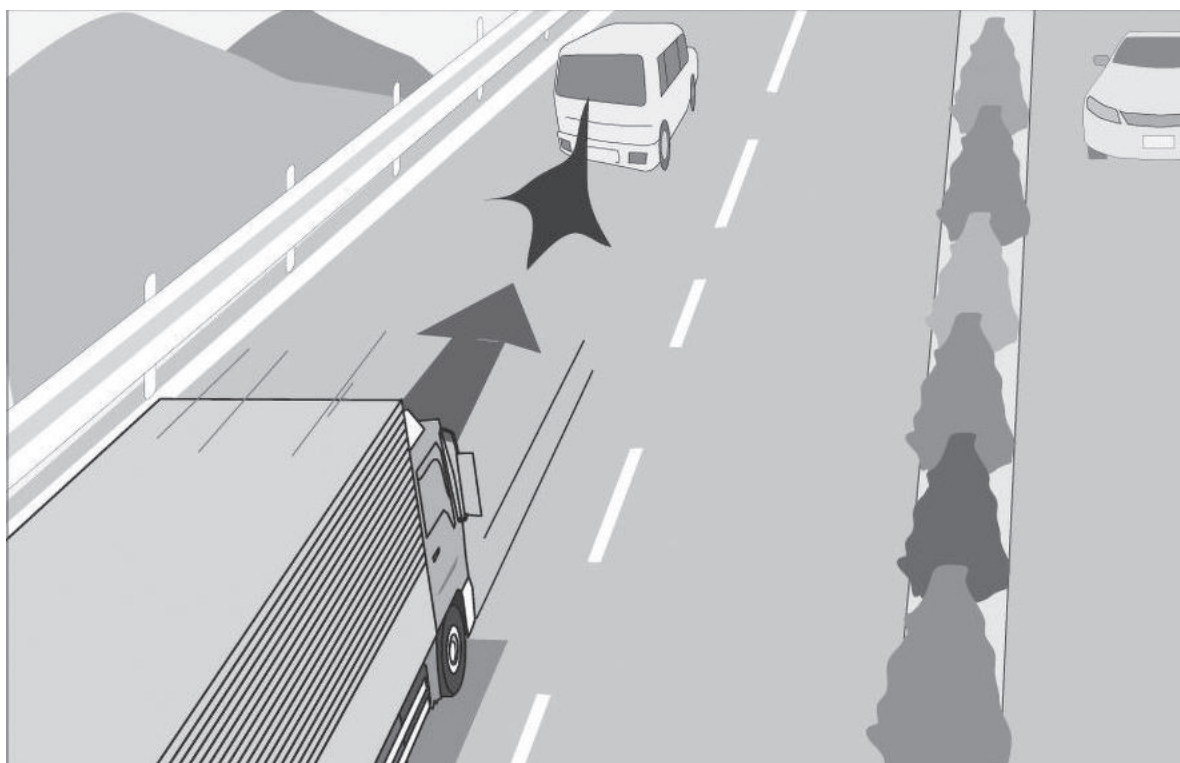
事故に
学び
安全運転に
生かす

事例研究 Re-Study21

高速道路で前車に追突

事故の概要

- 発生日時 4月〇日(〇) 午前11時40分頃 天候 晴れ
- 発生状況 運転車が配送先に向かって高速道路を走行中に、前車に追突して運転していた相手に重傷を負わせたもの。
- 事故当事者 27歳男性 相手側 48歳男性
- 事故原因 運転者は、午後一番の配送先にむかって高速道路を走行していました。この日は、配送先が遠方で早朝からの長距離走行となったため、時間の余裕がないなか次のサービスエリアで昼食を取ろうと考えていました。そのとき、前方の軽四貨物車との車間距離が詰まっていくのを感じましたが、減速せずに追い越そうと判断し、右ミラーで後方を確認して前方に視線を戻したところ、目の前に相手の軽四貨物車が迫っており追突してしまいました。特に高速道路では速度差の目測を誤りがちです。追い越しをする際は、目測を過信することなく、前車との車間距離を十分に保ち、余裕を持って行いたいものです。



提供：中部交通共済協同組合 事故防止部

48歳男子後遺障害8級

総損害額 **4,000** 万円

■被害概要

- ・被害者の職業 自営業（軽四貨物運送業）
- ・被害状況 第一腰椎破裂骨折、変形性脊椎症など入院3ヶ月・通院16ヶ月

■損害額内容

・治療費	660万円
・休業損害	540万円
・逸失利益	1,400万円
・慰謝料	1,100万円
・弁護士費用その他	300万円
計	4,000万円

■運転者について

今回の事故により運転免許取消（1年）の行政処分を受けました。

被害者について

被害者は、運送会社で配送業務を約10年間行っていましたが、1年前に配置転換で事務の内勤を命じられたことから、どうしても配送業務がやりたくて、知人等の協力もあり、半年前から個人運送店（軽四貨物運送業）を始めました。業務内容としては、平日は決まった荷主からの配送を行い、土日祝日は協同組合からの紹介で2人程度までの引っ越しと個人宅への商品配送を行うことで、順調に売り上げが伸び始めてきたところでした。

今回の事故で被害者には、脊柱に大きな障害が残りました。特に脊柱の腰椎部の障害が大きく、腰に負担が掛かる仕事は短時間しか無理がきかなくなり、重い荷物の積み降ろしもできなくなりました。それにより、事故後は引っ越しや重い荷物の配送業務については請け負うことができなくなり、収入が大きく減少してしまいました。

被害者は、自身が希望し、独立して始めた運送業の仕事が、ようやく軌道に乗りかけた矢先にこの事故に遭い、仕事が十分にできない体にされたことに悔しさと憤りを覚えながらも、収入が大きく減少したことから、大学と高校に通う2人の息子の将来や、今後の家族の生活に大きな不安を抱えることとなりました。

この事故から学ぶ事

今回の事故の原因は運転者が相手の車との速度差の目測を誤ったことにあります。

高速道路を長時間運転してきた疲れと、運転者に自覚こそないものの無意識のうちに急いでいたことが、注意力や集中力の低下を招き、危険に対する認識が薄れていたのです。前車との車間距離が詰まっていくのを確認していながら、減速もせず前方から目をはなしたことが、今回の事故を引き起こしてしまいました。

追突事故は依然として最も多い事故形態です。運転中は集中を切らさず、前方をしっかりと見つめて、またスピードを出しすぎないように心がけましょう。

特に高速道路では速度差の目測を誤りがちです。追い越しをする際は、目測を過信することなく、前車との車間距離を十分に保ち、余裕を持って行いたいものです。

提供：中部交通共済協同組合 事故防止部



今月の
BEST SHOT!
ベストショット

青年部会（東崎真也部会長）は、研修事業として、ウィングボディー製造の工場見学会を行い、材料加工、塗装、組み立てなどの一連の製造工程を見学し、知見を深めました。（3月7日／㈱ランデックス）

「能登半島地震に係る災害義援金」へ寄贈



石川県トラック協会において、能登半島地震からの復旧・復興支援及び災害を風化させない取り組みとしてトラック貼付用ステッカーを作成・販売したところ、70社を超える会員の皆様から約2,000枚をご購入いただきました。販売代金は、全額「石川県令和6年能登半島地震災害義援金」へ寄贈しました。（3月27日／石川県庁／高橋実枝企画振興部長（写真右）へ義援金を手渡す端専岩男務理事（写真左））



※大阪府トラック協会青年部会様からお預かりした義援金も併せて寄贈させていただきました。